整理番号112

(1回目)

私は、十五日の神戸会場に参加しました。それを踏まえ、二、三感じたことを述べさせていただきます。

各専門委員のご意見を伺っていますと、科学技術に対するスタンスの違いが、ヒト受精胚やクローン胚の作成を容認するかどうかの違いになって現れていると思いました。「角を曲がらなければ、その先に何があるかわからない」という発言、それに対する「曲がるにしても、やみくもに曲がるべきではない」という反論が端的にそれを示しています。

先端的な医療技術は、人間の尊厳を冒すかもしれないとする懸念が、医療倫理を論議する出発点だったように記憶しています。先端医療の開拓者にとっては、論議することで時間を空費し、足かせになると思われました。病める人を救うことが医療者の責務であり、それこそが倫理である、とする信念は、体外受精や臓器移植などの論議を経た現在も、いっそう強くなっているようです。シンポジウムでもそのような発言が多く聞かれました。

このように対立した信念を、どちらか一方に収束させることは困難だと思われます。両論併記で、両者の 主張を正確に記述すべきです。どちらを選択するかは、社会(その代表者)が決めることでしょう。専門家 と行政によって物事が決まってしまうのはやはり問題です。

法的規制によらないで、専門家集団による自己規制で十分であるとする意見は、例えば、日本産科婦人科学会の会告を無視して、卵の提供による体外受精を行ったり、着床前診断で男女産み分けに手を染めたりする違反者の出現で、すでに論理的破綻を来しています。

社会的な合意の観点からですが、今回そうであったようにシンポジウムを開いて意見を聴取したり、パブリックコメントを求めたりしているから十分だとも言えます。ただ、気になったのは、質問に対してはぐらかすような回答しか得られないケースがあったことでした。

例えば、「着床前診断におけるヒト受精胚の取り扱い」に関連して、極めて重篤な遺伝性疾患に限るとした文言に至った論議の内容が問われたのに、回答はなかったように思われます。

(2回目)

ヒト受精胚やクローン胚の研究は推進するべきと考えます。

もし国民に問う必要があるならば、今生きていて難病で苦しんでいる人たち、命をなくそうとしている人たち、不妊に困り果ててアメリカに渡ろうとしている人たち、子供を幼くして亡くしてしまった人たちのような現実の現場で苦しんでいる人たちの意見を最優先して聞くべきでしょう。そうすれば研究は推進するべきという意見が多数を占めるでしょう。

生命の萌芽を作成し廃棄するということに強い抵抗感を持っている人たちが研究に反対なのだと思いますが、 そういう強い抵抗感を持っている人が難病や不妊症で苦しんでいる人たちに直接面と向かって反対と言える でしょうか?それに目の前で人の命が消えようとしているときに心理的に抵抗感があるから救いたくないと いう人はほとんどいないと思います。もしいれば、その人は愛がない人です。

研究をどういう理由で反対するというのでしょうか?

生命の萌芽を研究することが人間改造につながるとかいうSF的な笑い話のようなことを考えているのでしょうか?指導的な立場の人が人間改造とか人体実験などのSF話がありうると本気で思っているのであれば、それこそ笑い話です。物事を良識の範囲でコントロールすることが人間の知性であり、社会の秩序の基本で

す。

遺伝子に関連した犯罪や事故の発生が怖いのでしょうか?しかしハイジャックの発生が怖いからといって 飛行機の使用を禁止すると言い出す人はいませんし、事故が起こると必ず人が死ぬからと言って飛行機が倫理に外れているとか飛行機技術の研究に反対などと言い出す人はいません。

遺伝子を商売にすることが生命の尊厳から外れることと考えているのでしょうか?しかし、お金のやりとりが商売であるならば、医者が命を救うことも商売です。商売することが生命の尊厳から外れるからと言ってお金をもらって命を救わないと言う医者はいません。

人の命や幸福・健康よりも「自然の摂理」という何か崇高そうな言葉で代弁する偶然性から生まれる遺伝病などの不幸を選択するならば、遺伝病が発生してから対処する方法を研究する必要があり、それは命や幸福を尊重しない、しかも非合理的な最悪のやり方です。

そして日本のことを言うと、いつまでこの国は他国の様子を見ながらしか行動できないのでしょうか?いつもアメリカなどに先端医療や先端技術などで立ち遅れ、思想的にも立ち遅れ、実際に難病の治療や生殖補助のためにアメリカに渡って自分の人生を改善した人々からいつまで非難されるつもりなのでしょうか?

人胚やクローン胚の研究で医療が画期的に進歩することは疑う余地がなく、世の中を指導していく人々が 強い意思で人類社会の幸福となることを選択してほしいと考えます。

整理番号113

ヒト胚をクローニングすることで、現在の科学で困難とされる治療も治癒するようになるとおもいます。 生命の倫理という視点でよく論議されますが、過去なる倫理に脅かされて科学の進歩を妨げてはならないと おもいます。

整理番号114

いつの時代も、新しい試みは、批判中傷されてきました。時代は繰り返しています。次に現れることが、 社会に大きく貢献する事柄であっても。子供の成長に伴い、服を新しくする必要があるように、科学もまた、 その時々で常識を変えて行かなければなりません。社会の、科学の成長と同じで、それを扱う権威の人たち が、変わることが求められています。

整理番号115

医師としては患者さんの治療に役立つであろう科学技術の進歩には何であれ賛成です。科学や医学の進歩のおかげで助かっておきながら、「神様、仏様ありがとう。神様、仏様のおかげです」と考える人もいます。そういう人に限って、「倫理」という言葉を持ち出して、新しいものにはすべて反対しようとします。そんなことには、もううんざりです。私は「無神論者」ですから。人には科学技術を利用して幸福を追求する権利があると思います。一方、他人が科学技術を利用して幸福を追求しているのをうらやむ人がいます。他人の幸福を規制しようとする人がいます。私はそれはひどいと思います。これらも、未知のものに対する恐怖心からくるのでしょうけれど。それは結局、科学技術を人類の福祉のために応用することでどれだけ人が助かるのか、幸福になれるのかに関して無知だからです。これはマスコミの責任でもあります。医師も人気商売ですから公には本当の意見を言えない人も多いと思います。研究者も職を失ったり研究費が途絶えるようなことになっては困るので本当のことを言えない人も多いだろうと思います。それだからこそ、この人は中世に生まれた人なんじゃないかと思うような「原始人」の「倫理学者」意見がまかり通ってしまうのです。

私自身日頃はっきりと賛成の立場を公にしていない反省の意味を込めて、「ヒト胚」の研究推進に賛成の立場を表明したいと思います。当然のことながら私は中絶にも賛成です。五感からの情報を適切に処理しながら自我を持っている状態でなければ、それが人間だとは言えません。つまり、ヒトクローン胚は人格を持った人間と呼べるような存在ではありません。つまり、私は「ヒト胚」の研究には「何の倫理的問題もない」という立場です。

整理番号116

私は賛成です。なぜ 人類の未来のためにすべての人が幸福になろうとするのに 反対するのか 私にはわかりません。科学がすすむことはいいことです。

整理番号117

研究だけでも制限せず行ってもらいたいです。難病で苦しんでいる人のためにも。また、新技術の開発で 日本国が、特許をとれば、国益にもつながると思います。

整理番号118

ヒト胚に関するすべてのことを自由に開放するべきです。科学の進歩は人類に大きな恩恵を授けます。ヒト胚の研究が進めばすべての病気の治療に役立ちます。またヒト胚によるクローン技術は素晴らしいものです。人間の寿命をのばしてより豊かな社会を作ります。想像してみて下さい。人類にとって素晴らしい貢献をする知性の高い才能豊かな人々が長く生き人類にたくさんの恩恵を授けることを。知性の高い科学者が永遠に生きることになればこの地球上の科学は飛躍的に発達して今地球上にあるすべての問題は解決されるでしょう。クローン技術はこのことを可能にします。知性の高い人々を永遠にクローンで再生して人類に貢献してもらうのです。このことは豊かな地球をつくります。ヒト胚というこの素晴らしいものの研究を止めるべきではないです。ヒト胚の研究の自由は人類を幸福へと導きます。

整理番号119

- 1、井村先生のプレゼンテーションによると主要国におけるヒト胚の取り扱いには国により温度差があるようである。これまで、わが国は医療上の規制を厳しくすることで、ある種の疾病に悩む患者は高額の費用を費やして国外での治療を受ける局面もあった。主要先進国に比べ規制を厳しくすることにより、わが国ではヒト胚を利用した医療の成果を享受できなくなるようなことはぜひとも避けて頂きたい。
- 2、着床前診断について規制を厳しくするのは反対である。もし厳しい制限を行うのであれば、障害児が生まれた場合の負担を個人に押し付けるのではなく、国が負うという体制を確立すべきである。
- 3、ES細胞の臨床応用のためには前臨床試験(動物実験)によりその技術を確立する必要があるが、動物とヒトとは完全に同じではなく、臨床試験を行わなければ判らない部分もある。不必要な動物実験を行うことは、動物愛護の精神にも反する。必要にして十分な前臨床試験が実施されたならば、速やかに臨床試験に入ることが効率的な研究を可能にする。不必要な動物実験を求め、臨床試験を先送りにすることは許されない。
- 4、法的規制には反対、研究者の自主規制と第三者による倫理委員会によるチェックにより、研究の倫理性は確保されると確信する.

整理番号120

科学の進歩への恐れは いつの時代も時の為政者や権力者やメディアによって作られ大衆を煽ってきました。車や洗濯機や飛行機が発明された時も最初は 反対派が多数でしたが今日では 馬車で移動したり タライで洗濯する人は殆どいません。数十年前 試験管 Babyが生まれたときも「フランケンシュタインが生まれる」「遺伝子的に問題がある」等の「倫理」という曖昧な考えによって同じように 反対派が多数でした・・が

現在数十万人もの試験管Babyが生まれ自然受胎した人々となんら変わらず健康に暮らしています。(むしろ両親に熱烈に望まれて生まれたので幸せです)クローン技術や遺伝子治療によって全ての病を無くし最終的に人類は 永遠の生命も手に入れようとしています!!もしヒト胚に関して 賛否を 論議するのであれば それは個人の問題であると考えます。死んだ我が子や 愛する人を事故や 殺人などで 失った場合生き返ってほしいと誰もが願うはずです!!人の命を救うのは 科学です!!もし倫理や運命などということで この問題に異議を唱える人がいれば その人は 近い将来に ヒト胚技術に関系する全ての科学の恩恵に 自分だけは授からないとでもいえるのでしょうか?不治の病に掛かったとき 遺伝子治療を 神の決めた運命だからと拒否するのでしょうか?肉体の若返りが可能になったときに 自分は年老いたままでいいと言えるのでしょうか?いずれにせよ 個人の自由と意思を尊重することになると思います。今人類は 科学の発展により 新しい価値観を模索しています。人間が人間を創る時代 科学こそ人類が信じる宗教であり その技術を人道的に使うときにのみ 人類は 真にその恩恵に授かることができることでしょう。

整理番号121

科学の進歩をとめるのは、人類に対する犯罪であると考えられます。したがって、ヒト杯研究に賛成です。 ついでながら、進化論が正しいかどうかも、もっと検討して欲しい物です。

整理番号122

科学の進歩、発展は誰にも止めることはできません。成功な技術の進展を期待したいのです。

今回の「万能細胞」がどれだけ医学を発展させ、治療法を高めるのか、見守っていきたいと思います。「ヒト胚の取り扱い・・」これはまさに人間の生命への取り扱い、ということになると思います。クローン技術の有効性に対する見直しもできるはずで、クローン技術こそ人間を不死にするものです。私は「クローンエイド」clonaid.comを支援する者です。

整理番号123

人間の存在を大切にする、あらゆる物事に賛成です。科学技術の進歩そのものに善悪は、ありません。そ の技術が人々の幸せの為に使われる限り、あらゆる科学技術の進歩に賛成します。

人間のあらゆる病気を治したり、命を誕生させたりする事を可能にする、生命科学技術の進歩に賛成します。 近年の生命科学技術の進歩は、人々を驚かせるほどです。クローン・ベビーの誕生は、人々を驚かせました。 多くの人々は、生命科学には、無知なので驚きました。そのクローン・ベビーは、私達が赤ん坊の時と同様、 普通の赤ん坊なのです。クローン・ベビーの存在を、拒否する人々は、これと同じような命である、私達の 存在にも本当に反対なのでしょうか。自分自身の存在にも本当に反対なのでしょうか。生命の存在を否定す る事それは、犯罪です。生命を救う手段である科学技術の進歩を望むのは当然のことです。真実を認識する 事が、物事の正しい解決をもたらすものです。ナノテクノロジーと同様に生命科学技術の進歩を促す事は、 科学技術の上に成り立っている日本の将来にとって、必要不可欠なものです。情報の質は、量に比例する、 と言う事では、ありません。真実に基づいて、正しく将来を見通す事こそが必要とされる事なのです。科学技術の進歩による恩恵を、人々にもたらす事が出来る様、進歩した科学技術が正しく使われる様、環境整備が待たれます。

整理番号124

人間の科学の流れだと思います. あらゆる人が科学の力で幸せに暮すことができると思います. 神秘主義なことに寄り掛からないで人間の努力と創意力で科学の進歩を繰り上げたらと思います。科学は人間の未来です。

整理番号125

長期(10-20年)的な観点から、医療技術の進歩を推察すると、「ヒト胚」の技術は、必要不可欠なものとなっていそうである。自分の細胞から、作った新品の臓器で、私の老化して機能を果たさなくなった各種臓器を取り替えてほしい。欧米や、韓国、中国に先を越されているが、、、なんとか、日本も着いていってほしいものである。

整理番号126

ヒト胚の取り扱いについて

最後に2003年12月に内閣府総合科学技術会議生命倫理専門調査会から発表され、パブリック・ヒア リングに付せられた「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」について私見を纏める。余剰胚を使った研究 のみが法的に許され、それ以外のヒト胚研究は、その目的が治療目的であっても、行政規制と刑事制裁の対 象とし、定期的報告を提供者、担当専門行政機関、会議、マスメヂア等へする法的枠組みが妥当であると考 える。カナダで現在上院で審議にかけられている法案に似た考え方である。その理由は、次の如くである。 着床直後からヒトは人間形成過程にあるとして理解するのであれば、それが人工授精の胚であれ、試験管胚 の余剰胚であれ、ヒト胚は生命の萌芽、ヒトに違いはないのであるから、研究、実験、保存、培養、売買、 輸出入など、一切許されないであろう。しかし、この宗教的、習俗的倫理基準は、法的倫理として同様に論 じてよいかである。両者の間には、生命科学技術の進歩、ヒト胚利用で利益を受ける患者、研究実験で業績 を挙げる学者・医師、そしてそうした事を利益に結びつける企業、それらを後押しする国が存在する。 1) まず、ヒト胚もヒト形成の最初の段階であり、生命体であって「もの」ではない。しかし、治療目的のクロ ーニングは、クローン人間そのものを産出する再生クローンとは異なり、ヒトの部分を作り出すに止まるの で、その利用の手続き、利用の目的、利用の手段において合理的であれば、全面利用禁止とまでは言い切れ ない。2)基本的人権、法的保護は胎児に付いても認められるとしても、治療目的のヒト胚は人間にならな いことが前提なのであるから、その限りで将来人間になるとしての全体性、独自性、個性、統一性、高潔性 と言った法案の立法原則を保護するための法的保護の対象として考えることは困難である。人間として生ま れてくる人格を持ったクローン人間に対するものとは異なる。3)しかし、生命体であることに違いはなく、 治療目的で作成されたクローンが存在することを許す以上、それが、誤って処理され、あるいは乱用され、 また、不当・違法な目的で利用される可能性を完全に否定することは出来ない。4)それを利用することに より患者の生命が延命されたり、あるいは症状が改善され生き延びる可能性があるとすれば、受益した患者 の命の部分となると言われている。今日の医療・生命科学の発展段階で、ヒト胚が、難病、事例研究の段階 であるとすると、あえて、ヒト胚を使った研究は極めて制限的であるべきである。5)従って、治療目的の クローンは、人工生殖等により生まれた余剰胚に限定されるべきで、改めてそれを産出することは、刑罰をもって禁止すべきである。6)余剰胚を利用することによる、患者に対する健康・生命上の安全が、保障されるかどうかが、決定的に重要である。そうでない限り、余剰胚の利用も禁止すべきである。7)たとえ例外的に認められるとしても、文書と権限のある機関と者の立ち会いの下での、提供者の真意に基づく同意が必要であり、8)その研究従事者、研究機関の届出では足りず、担当専門行政官庁による認可を必要とする。9)その研究に従事する研究者及び研究機関は公式に定めた用紙に従い、研究の中間過程とその成果を当該行政専門機関、議会、マスメデア、提供者等に定期的に公表することを義務づけるべきである。このことにより、国民に対する情報公開による責任制を明確することができる。ただし、提供者のプライバシーを保護することは不可欠であるが、それが乱用に当たると考えられる場合は、当該行政機関若しくは国民は、裁判所の判断を得ることが出来る手段を考えるべきである。10)ヒト胚は、生命の萌芽である以上、その売買、輸出入など、取引の対象として経済的利益の手段に用いることは、刑罰をもって禁止すべきである。11)担当行政機関および司法機関は、問題の専門性と特殊性にかんがみ、政府は特別の人員と予算上の配慮をすべきである。(「ヒト・クローン個体・ヒト胚と法規制:カナダと日本を中心にして」の結論部分、愛知学院大学法学研究第44巻3・4合併号に投稿)

整理番号127

様々な遺伝性疾患や遺伝子異常に伴う疾患に悩まされている人達の為、これからの医学の為、それ以上に、人類全体の利益及び愛と自由と平和の為、ヒト胚を含めたクローン技術の研究を倫理という不明確な概念の元に阻止規制するべきではないと思います。現在の多くの国々では、その倫理に反するとの理由からただ闇雲にクローン技術の研究を禁止していますが、歴史的に見ても、過去に体外受精が倫理に反するとして批判され禁止措置がとられていた事と同様の事が起きています。

訳も分からずただ禁止を叫ぶのではなく、クローン技術についての正確な知識及び道徳心、これらの技術が 社会全体に与える恩恵、不利益な問題が起こるとすればどのような事であるか、またそれを防ぐ為の管理方 法などを政治家はもちろんの事人類全体の問題として考え、実行していく必要があるのではないでしょうか。

整理番号128

ヒト胚の解禁には賛成である いつの時代も科学技術が先行し後に時代遅れの倫理観や神秘主義に陥った人たちが騒ぐ物である 科学者でさえこの世界の万物は科学的にいつか解明されると感じても、口をつぐんでまったく科学知識のない法学者やいつの時代も同じことしか言わない宗教家に翻弄されていると感じる今回のヒト胚についても同じことが言える クローン研究は将来において無限の可能性を示しているのに人間が生命をコントロールして良いのかとさわいでいるのは愚の骨頂である 第一、私達の生命は数億の精子とたまたまの卵子との出会いで生まれてきているのではないだろうか そんな偶然の出来事を神の技のような、また神聖にして侵すべからずとは腹が笑う もしそこに科学的操作が入ったとしてもたいしたことであろうか むしろ障害を持った子供を避けることができるし、親が望む子供が生まれてきたら双方に幸福になると思うがいかがだろうか まったくばかげた倫理観なぞ時代遅れの産物にしかならない もし我が子が病気になりクローン技術でしか直すことができないとしたらあほな法学者、宗教家は自分の主義主張にそって治療をさせないのだろその態度は立派だがばかげていると思う!! ES細胞で自分の体のパーツができればどんなに今、病気で苦しんでいる人達が救われることだろう馬鹿な法案に縛られず早く、クローン技術を人類の幸福のために使ってほしいと思うのは私一人だけだろうか

整理番号129

ヒト胚研究に賛成します。人類の未来に大きな恩恵を与えてくれるこの研究をもっとやるべきです。すべてはいい方向に向かっていくに違いないです。やってみなければいい方向には行きません。沢山の命を救い、苦しみもなくしていくことが出来ます。 賛成! 賛成! 賛成!

整理番号130

現代には社会の進歩に応じた病、即ち現代病がある。成人病、癌、痴呆などである。こういう病気にかかって死ぬ、あるいは現代の象徴である自動車の事故で死ぬ、これはその人個人の寿命であった。しかし、人間は知恵を働かせて、寿命を延ばそうと努力してまた、そして自然を人間の生存に適するように変革し、活用してきた。そのおかげで、日本人は世界の中でも平均寿命がトップクラスである。

これをさらに延長するため、人間の萌芽であるヒトES細胞を操作することによって生命現象を研究し、 知識を得ることは幸福をもたらすであろうか。確かに細胞が失われる糖尿病やアルツハイマー病などは、再 生医療でしか救えないかもしれない。しかし、このES細胞は成長すれば一人の人間となる可能性を持って いる。これを道具、パーツのように取り扱うべきでない。さらにこれを放置すれば、人間の改造に応用する ことにつながることが十分考えられる。このため、ここでしっかりとした法的規制を掛けるべきである。

ES細胞、クローンはいの研究は動物ですべきである。そこから得た知識、技術で必ずやES細胞を使用しない再生医療が実現するはずであるし、そうすべきである。

生物であるかぎり死は遅かれ早かれ訪れる。倫理にさからってまで寿命を延ばして幸福かどうか。個人には個人の寿命があり、運命がある。

整理番号131

<u>基本的な考え方</u>:ヒトの重篤な疾患の医療と、それにかかわる研究に限定して、充分な透明性を確保した 上で、使用、作成を許していいと考える。医薬品の開発にかかわる研究は、これに準ずると考える。

国際的な協調:先進国においては、色々な形でヒトES細胞の新しい作成を認めていない国でも、殆どが何等かの形での研究上の使用を認めている。新規作成のみを認めないのは、いわゆるdouble standardに入ると考えて、やはり必要な部分は認めざるを得ないと考える。

生命の萌芽滅失について:調査会でもよく議論されているように、萌芽に一定の線引きをすることはむつかしい。従って、宗教上の理由等により、人工授精を全く認めないグループ以外では、余剰の受精卵は滅失されることになる。この滅失される部分が、重篤な疾患で困っている人々を救う研究、又はその実施に使用されることは、一定の倫理観の下でも認めうるものと考える。

研究、樹立グループのライセンス制: 1つ1つについて審査、議論をするか否かはむつかしい問題であるが、信頼のおける施設に一定期間ライセンスをあたえ、その後は再審査の上ライセンスの再交付というのは合理的。

特定胚について: 再生医療を視野に入れるならば、特定胚は治療効果から言っても、使用細胞を少量で止める上からも不可欠の手段である。このことを考慮した上で、核移植により特定胚を作ることは、余剰卵(受精、未受精共に)許されてよいのではないか。これを認めるとするなら、今一つのクローン人間の可能性を否定するため、法律による禁止が先行すべきであると思う。この意味では日本は条件を充たしている。

研究の進展度:ES細胞の検討が始まった頃と今では、かなり大きな違いが出て来ていると考える。今で

は、世界の先進国の研究者は、予備実験を始める時期に来ていると考えているだろう。しかし、一般の人、 および倫理や法律を考える研究者に、その内容の認知はいまだ不十分と考える。今後の検討を行う前に、専 門家による、国内、外の研究の十分な調査と、それに基づく賛否の討論会を依頼した方が良いと思う。その 会には、是非、一般人、法律、倫理の研究者も出席して、技術上の問題点を認識するべきと考える。

整理番号132

私達人間は幸せになるためにこの世に生まれてきたはずです。あらゆる病気を根絶できる有効な武器となるヒト胚の医学への研究利用を日本が中心になって推し進めるべきです。まだまだ多くの人々はこの研究から得られる恩恵について情報を十分に得ていません。もっと国民的な議論が起きる必要があると感じます。

整理番号133

僕は、将来、野球選手になりたくて、小学生の時から、毎日、練習しています。この間、テレビで、僕より、少し上の中学生の男子が、交通事故にあって、車椅子の体になり、野球選手になる夢がみれるなら、絶対に、野球がやりたいはずだと思いました。そして、最近、小学5年生の僕の親戚の男の子が、野球の練習の帰りに、車に、はねられて、死んでしまいました。その男の子は、きちんと青信号で渡っていて、何にも悪くないのに、病院で死にました。すごく悔しかったと思います。他にも、世の中には、病気や怪我で苦しんでいる人達がたくさんいると思います。僕は、お医者さんじゃないので、詳しい事はよく分かりませんが、そういった人達を助けてあげる事の出来る方法に対して、どうして、反対する人がいるのか、そのほうがよく分かりません。自分が交通事故にあっても、絶対に、他の人の血を輸血してほしくないという人達がいるそうですが、それは、その人達の自由だと思います。でも、だからといって、世の中の人全員に、その考え方を押し付けて、世の中の人全員が、それに従わなければならないとしたら、それは、間違っていると思います。それを決定し、全員に、その考え方を押し付ける人達は、ひどいです。とてもひどすぎると思います!! 僕は、みんなが自由に自分のいいと思うやり方を決められる事が大事だと思います。そして、苦しんでいる人達を一日も早く、助けてあげてほしいです。今こうしている間にも、その人達は、苦しんでいるのだから!!

整理番号134

科学の進歩は人類を助けます。暴力や戦争には反対ですが、人の命を救うことには、大賛成です。待っている人が沢山います、何も知らないで人は恐怖を感じ反対するのだと思います。楽しい科学についてのテレビ番組《最先端の》をもっと放送したり出来ればいいと感じます。戦争や事故で片腕を無くした人が元に戻ることが出来たらどんなに喜ぶでしょう。

整理番号135

1. 人クローン胚を用いる研究のかちと必要性から、中間報告書に示された第2の見解(p33~34)に賛同する。「モラトリアム」の設定はそれ自体が目的ではなく、国民理解をえるための情報提供や対話が大切なのでであって、生命科学の進歩や再生医療を含む新しい医療への応用などについて国民に理解してもらう活動は現在をふくめて継続的に実施すべきものと考える。科学技術の成果を社会や国民が享受することが大切であり、そのためには国民がその進歩と成果を知り、それを国民生活にどう取り入れていくかを国民自身が考えることが必要である。特に、医療においてはインフォームド・コンセントや医療を受ける者の自己責任が

基本となっている。このような事情のもとでは、生命倫理以外にも人と人の間の信義など守らなければならない倫理上の課題があるはずである。

- 2. 制度的枠組みについては、法令に基づく規制が適当と考える。基本的なことは法律に定め、技術的なこと などは指針やガイドラインに定める。法律にすることは議会での審議を通じ、国民合意の一つのプロセスを 踏むことも意味する。また、法律によって指針やガイドラインの遵守が一層担保される。
- 3. 生殖補助医療については、別途、厚生科学審議会で審議が重ねられているが、この調査会審議と同じカテゴリーの問題であり、産科婦人科学会の会告にかわって、法律による規制の枠組みを作ることが適当と考える。
- 4. この中間報告書について厳しい批判を投げかける委員がみられるが、全般としては評価したい。この問題はいくら議論しても一つに収斂しないのは当然であり、この専門調査会ですべての委員が満足するような結果を導き出すのは極めて難しい。委員の意見を付したことによって、論点がある程度整理され、一般の人々が考える場合に非常に参考になる。いろいろな立場と考え方があり、ゆらぎがあるということを国民に知ってもらうこと自体に価値がある。
- 5. 生命の尊厳とか個人の幸福を追求する権利という表現が多用されているが、日本には昔から慈悲とかおもいやりという言葉や考えかたがある。倫理とは人と神との関係をいうのか、はたまた、人と人との関係をいうのか。生命というと神との関係を連想しがちだが、生命は個人一個のものでなく、長いつながりと広がりをもっていることに思いを致したい。

整理番号136

賛成の意見

人はよく「昔はよかった」といいます。しかし、今の時代東京から大阪まで歩いていく事など決してできません。また、痛みで苦しんでいる人に「我慢しなさい」と決して言えないとおもいます。

科学の進歩は、大方は善なのです。素晴らしい恩恵を受けている事を都合よく忘れているのです。まして、 ヒト胚に関しては、再生医療面で大いに貢献するでしょう。クローン技術への適用に懸念している人は多い とおもいますが、悪用防止に人類の英知を結集すれば良い問題です。

30年後果たして私たちは、「昔はよかった」と空を見上げながらつぶやいているのでしょうか。まさに日本の英知が問われていると思います

整理番号137

ヒト胚技術開発に賛成です。これまでの医学の発展でその時点では倫理という名の下において全てがタブーとされ、教える命も教えずたくさんの人々の涙を流させました。そもそも倫理とは一体何なのでしょうか?過去の習わし、カトリックの精神が元になっていると思います。でもローマ法王が病気になれば最新医療を使い健康を取り戻すのです。人は皆、健康や幸福な毎日を願っているはずです。もし明日片腕を無くしたり、臓器に異常が見つかり摘出することになったら?臓器移植を待ち、幸運にも臓器を得たとしても拒絶反応などで本人はおろか家族をも不幸な生活におとしいれてしまう。臓器移植も以前はタブー視されていたと思いますが今日では日常でその言葉を聞くことができ、行われている医療技術です。ヒト胚技術は臓器提供者を探すことも拒絶反応を心配することもない素晴らしい技術です。ぜひ、私たちの愛する人を悲しませたりするような世の中に終止符を打つようにして下さい。また、この技術が発達すれば、脅迫するために人の体を傷つけたりすることもナンセンスになるでしょう。なぜなら、人は失い二度と元に戻らないからこそ、それ

を守るために争ったり騙したりするからです。日本が世界で一番、平和的で優れた先進医療技術を持つ、豊かな国になりますよう心より祈っております。

整理番号138

中間報告書をすべて読ませていただいたわけでも、また生命科学に、特に詳しいわけでもないことをお許しいただき、述べさせていただきます。結論から言いますと、「体のどんな臓器や組織にでも成長させられる胚性幹細胞(ES細胞)を作り出すこと」と「このクローン胚を女性の子宮に戻せばクローン人間誕生につながる」などの新技術の応用と発展に大賛成です。そのことが、報告書の「まえがき」にある「人と人の生命の尊重と確固たる保護を基盤にするものでなければならない」に反するとは思えないからです。問題は、同じく「はじめに」にある「生命科学と医療技術の予想を超える展開に我々の倫理的判断基準が追いついていない」という「漠然とした不安や恐れ」だけでしょう。

「人間の生命を操作」し「『神』の領域に人が手をつけることになった」今こそ、「人」は気づくべきではないでしょうか。かつて、我々は『誰』によって、創られたのか?科学技術の限りない発展が、我々人類を宇宙文明的な平和と幸福へ導くのです。進歩を止めてはいけません。

整理番号139

私は2000年9月にALSの告知を受けた者です。

当時は生きることを絶つことも考えましたが、遠くない将来、必ず医学が進歩し、置換すると確信し、生きることを択びました。まさに今がその時だと思います!確かに生命論理の反論も理解できます。私がALSでなければ反論派だったかもしれません。しかし、愛する人、家族がALSに侵されたら、自分の命と引換えにしてでも愛する人を救おうとするでしょう。反論派の方々も、例えそれが科学者であり、絶対的に反対する人であっても、愛する人が不治の病に襲われれば、必ず護り、あらゆる手を尽すでしょう。我々ALS患者は、命の尊さを知っています。生きることを択んだ我々ALS患者は、普通であることが何よりも素晴らしいことを知っています。日本において、年間3万人以上の人が、自らの命を絶ちます。私が思うのに、我々ALS患者を社会に復帰させて頂けたなら、これらの人達に生きることの素晴らしさを伝え、救うことができると思います。親が子を虐待死させ、子が親を刺し殺すこの世を、愛し愛され、生きることの素晴らしさを思い出して貰うために、我々ALS患者を社会に復帰させて下さい!正に今がその時だと思うのです!どうか、容認を心からお願い致します。

整理番号140

私は、大学病院のがんの入院病棟の受け付け事務を、一年ほどしていました。初めての就職で、世の中に、これだけの病人がいることに、カルチャーショックを受けました。なんとか、病人の役に立ちたいと、必死でしたが、次から次へと亡くなる方を、そばで見ているだけに耐えられず、仕事はやめてしまいました。今まで生きたいのに亡くなっていった方、その家族たちの姿を見て、そして、三児の母として、命の尊さを感じています。今は、科学や、医療が、ここまでだけれども、いつかは難病も、ガンも、すぐに治る時代がくると、思っています。ヒト胚は、そういう意味では、たくさんの方々が、待ち望んでいる、最新の治療になるのではと思い、私は、賛成です。できるだけ早く、多くのひとの命を救う力になっていただきたいです。

整理番号141

想像してください。人も心も社会もきらきら輝いて、はつらつとしている姿を。病気で悩み、障害で悩み、 苦悩で人生を過ごしている人たちがたくさんいることを。クローン技術によって将来これらの悩みが克服されていくことを。

社会も老後の問題、犯罪の問題など将来の不安をかかえ、閉塞状態です。いったいどうしたらこのような不安を克服できるでしょうか?それにはまず健康であり若々しく希望に燃えていなければなりません。クローン技術は技術の進歩によってこれらの不安を解消できる可能性を秘めています。それにともない法も速やかに整備されていくことを期待しています。人々が不安を持って生きているよりも、希望を持って生きていることが、どんなに世の中を明るくすることでしょう。不安な要素は取るに足らないことです。たくさんの可能性を秘めた新しい技術に勇気を持って着手するべきです。また、不安原因を大きくとらえ、尻込みをしているのならそれは人類にとって大きなマイナスでしかありません。クローン技術に賛成です。どうぞ素晴らしい英断を!!

整理番号142

私は、ヒト胚研究に賛成です。

胎生期の命を破棄してその幹細胞を利用して病気を治療することは犯罪であると言われています。でも(本当の犯罪)は、現在死にそうな人たち、または不治の病や障害に苦しんでいる人達に幹細胞治療を受けさせないことです。私は広島に住んでいますが人間の命を奪う大量破壊兵器についての倫理委員会はひとつも存在しないのは変ですね。

人を救うクローン技術・ヒト胚研究に倫理委員会があるのは全く理解できません。

生命科学の進歩を止めるような、又規制するようないかなる法律にも絶対反対です。

私はクローン人間とヒト胚研究に絶対賛成です。

整理番号143

死生観と宗教から一総合的な生命倫理の議論へ

(1) 宗教の基本的立場

宗教からの基本的立場は、公的規制ないし促進を直接的に表明するのではなく、その宗教の教理から人々の生命観・死生観に訴え、反省を促すものである。科学技術の進展や社会の動向に応じて最低限のガイドラインをその都度作成する、いわゆる「倫理委員会」の役割に対して、宗教は見識のある原則論の立場を貫きつつ、そこから違背する場合も含めて包括的な救済観を提供する。これが社会的存在としての宗教の役割である。

(2) 生殖細胞を加工する危うさ

さて、人間の身体は「授かったもの」・「自分のもの」ではなく、神から「貸与されたいのち」であり、医療は救済の補助手段としての位置づけを持つ医療に対して、妊娠・出産のプロセスはすべて神の守護の下にある、という天理教の基本認識である。

ヒト受精胚は、「人」になりうる存在として、神の深い思いが込められた生命体である。「人」以外になる目的でのヒト受精胚の作成は。たとえ難病の研究という大義名分があったとしても、そうした生命の人為的加工や道具的使用につながり、慎重な姿勢で臨むべきである。余剰胚を「廃棄」するぐらいなら有効利用しようという功利主義的発想は、この言葉遣いそのものに生命価値よりも有益価値を先行させる価値観の転倒をむしろ見出して警戒すべきである。ヒトクローン胚の作成も、「除核卵」という形で、人の生殖細胞を加工

するものであり、神から「貸与されたいのち」の尊厳を傷つけるものになりうる。

(3) 総合的な生命倫理委員会の必要性

この原則論を堅持した上で、難病治療の持つ生命倫理上の問題を検討していく方向に「倫理委員会」の議論を転換することはできないだろうか。そうした委員会は、公共政策の指針にも関わるより包括的な視座から、難病患者を社会全体で守り支援していく体制を整備し、また難病患者に限らず人々の直面する生老病死の問題を「医療化」してしまわず、死生観という価値観の次元で国民が問いなおせるような総合的な生命倫理委員会となるはずである。この委員会は、同時にまた技術開発競争にしのぎを削る国際社会に対しても、我が国における見識ある議論の姿勢を発信できるような委員会でもあるべきだ。それは、研究・技術推進の役割をも担う総合科学技術会議とは別に確立される必要がある。

整理番号144

体外受精を含めた不妊治療を専門とするクリニックを福岡で開業している医師(開設者)です。

日々の診療でヒト胚の研究に関する治療を望む患者さんと接しています。今回のシンポジウムには、今後 の国の方針を知ることを目的に参加しました。

今までは、日本産婦人科学会や不妊学会の領域で婦人科に関連した法案や方針についての情報を得てきましたが、今回はじめて、婦人科不妊領域の多くの患者さんや研究者が、生殖医療やヒト胚に関連した医療に期待を寄せていることを知りました。

恥ずかしいことに、同じ産婦人科医が理由のない着床前診断技術を利用し、多くの批判をあびたとともに、 その恩恵を期待する人々に、多大な失望を与えてしまったことを、同じ産婦人科医として申し訳ない思いが しました。

体外受精を含めた生殖医療に携わる意思は、自らの利益のみを目的としてこの治療に取り組むのではなくこの領域の先駆者としての自覚を持ち、よりよい医療を提供できる研究者の一員として、多くの情報をえなければならないことを確認しました。国が中心となって生殖医療が将来より役立つ治療となるようなシステム作りを望みます。

整理番号145

この度は、素晴らしいシンポジウムに参加させていただき、誠に有難うございました。心から感謝申し上げます。

私のような素人が、意見を書くのは大変さしでがましい鳥滸がましいのですが、お話しや何度も資料を拝 読させていただき、私としては、以下のイギリスの法案がお互いの歩みよりを大切にした制度だと思い賛成 いたします。

- ヒト胚保護法(1999年)により目的を限定した許可制の下での容認。
- 〇 作成・利用が認められる目的。
 - 生殖医療の進展
 - ・ 先天性疾患の克服のための研究
 - ・ 胚の発生に関する研究
 - 難病に関する研究

以上です。

話は変わりますが、会場での質疑応答を聞かせていただいていますと、重度の病いをかかえながらも自分

が生きたいという強い意志を持って、前向きに生きている人達の声をもっと切実に受け止めていただけたらと思いました。

そして、再生医療という希望の光に、命がけで助けを求めている人達にだけでも、どうか人として手を差 しのべる心の窓を持っていただけないでしょうか。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

乱筆乱文で、誠に失礼致しました。

敬具

追伸:書こうかどうか、大変迷ったのですが、、、

私の主人も、5年前に重度の急性膵炎で膵臓が壊死してしまい、1日3回のインスリンの注射を打つ毎日を過ごしております。(医師には "おまけの人生" と言われました。)

ですから、ほんの少しでも再生医療に望みがあるならば、私達も夢を託したいです。

何卒、よろしくお願い致します。

整理番号146

私は、人の胚研究及び利用に関して賛成です。

人の胚を利用した研究は人類に多大の貢献と利益をもたらす可能性があるからです。クローン人間を作り 出す可能性があると言う理由で反対されている方々がいますが何故、クローン人間が出来たらいけないので しょうか?こう言うお話をすると人間の倫理に反すると言うお話をされる方が多い事に驚きます。ここで、そ う言う倫理とは何でしょうか?倫理とは、神を信じる保守主義者や伝統的宗教が科学と新しい技術を怖がらせ る事によって、人類を無知と蒙昧の中に囲い込もうとする最後のあがきにすぎないのではないでしょうか。 重要なのは、クローン人間ではなくいかに人類のあらゆる分野に貢献をもたらす可能性があるものかと言う 事に尽きると思います。人類に多大な貢献をもたらす科学に反対する事は犯罪と言えるでしょう。そして、 その責任は重大です。もっと、この研究から人類の為にどのような貢献が得られる可能性があるのかを研究 に反対される方々、特に、一般市民に対してさらに、もう少し具体的に説明がなされるべきと考えます。そ れでも反対される方々にはこの研究から享受出来るいかなるものも使用しないと言う旨の誓約書を書いて頂 くと良いでしょう。自分が選択した事に責任を持ってもらう為に。こう言う人達ほど、いざとなればこの研 究から得られた成果を争って求める事でしょう。科学は両面の要素を持っていますが人類の発展のために役 立つ物はどんどん利用しましょう。臓器再生など、医療分野の必要な科学の成果を待たずして多くの人々が 亡くなっている事実をかんがみ、人々の為に利用出来る技術は一刻も早く実用化される事を望みます。また、 科学の是非は多数決で決めるものではありません。人々の妨害にもめげず人類の貢献の為に生み出された科 学技術の恩恵を私達は気にもせず享受しています。私は、科学に反対している皆さんに問いたい。本当にあ なたは科学は必要ないと思っているのですかと。この世界にある殆んどの物が科学が生み出した産物である 事を知っていますかと。原始の世界が望みですか。この事を考えると皆さんの結論は私が申すまでもなく一 つになるのではないでしょうか。過去、現在に人類に貢献して来た。また、未来に貢献して行くであろう幾 万の知性ある科学者の皆さんに敬意を表して私の意見を終わらせて頂きます。宜しくお願い致します。

整理番号147

障害を持つ女性という立場から、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(中間報告)」に対する意見を述べたいと思います。

私は1956年に先天性骨形成不全症という障害を持って生まれました。自分の身体を肯定出来るようになって、同じ障害を持つ子どもを1996年に40歳で産みました。それまでの闘いは、まさに死に物狂いと呼ぶに相応しい悲壮感あふれたものだったと思います。今でも、あまりにも辛かったその自己信頼を回復するまでの闘いを思い出すと、よく生き抜いたなあと感慨ひとしおです。生まれた瞬間から五体満足ではないということに対する徹底的に否定的なまなざし、それに加えて20代までの「女性は美しくなければならない」「育児をしなければならない」等の女性差別に基づいた、更なる身体の否定。それらを乗り越えて、どんな存在もかけがえのない命なのだと、自分の子を「ようこそ生まれておいで」と歓迎できるまでの精神的な七転八倒は、筆舌に尽くしがたいものがありました。今、娘に対しては、自分の体がどんなに素敵なものであるか伝え続けていますので、私が陥っていたほどの葛藤は、それほど凄まじくないかのように見受けられます。がしかし、この着床前診断を認めるとの報告は、そうした私の想いをあまりの楽観主義とあざ笑うかのようなダメージとなりました。

憲法13条による個人の幸福追求権は、どんな身体を持って生まれてきても家族や周りのすべての人から「ようこそ」とまず迎えられることで保障されるのであって、障害があるから着床前診断等によって選別・差別されていくのは、実際に廃棄されていく命のみならず、今生きている私たちへの重大な生存権の否定にもつながります。そのほか、研究目的のヒト受精胚の作成を容認することや、人クローン胚の作成を容認する方向は、素人の私がどうのこうの思う以前に、あってはならない・考えてはならない分野であるとさえ直感します。つまり私たちの倫理観・生命観・社会観が一定の合意を見ないところで、「生命」をお金儲け等に利用することにつながるすべてのことは、してはならないというのが人間としての立ち方・あり方であると信じたいのです。どうぞこれらの議論は、専門家と呼ばれる人たちのあまりの近視眼に陥った悲しい暴論・悪論であると真摯に認識してください。こうした分野に関する議論やその展開をストップしてください。そして本当に一人一人が幸せになるためには、今現実に生きている障害を持った人たちの生活をよりよくしていくことなのだという正論を持って、科学や技術の使い方を豪胆に見直してください。

整理番号148

難しい事はわかりませんがALSの患者さんは私の知り合いです。その方は話すこと、動くこと、食べること、人間としての楽しみをすべて病気の為に奪われベッドの上でPCだけが唯一の楽しみです。唯一つの生きる望みはSE治療が完成して少しでも動けたり、話せたりすることです。その研究が彼にとっての命の糧です。個人的感情で申し訳ありませんが本当に必要とする方の為なら研究を進めていただきたいと思います。

整理番号149

ヒト胚について、ぜひとも研究して困っている人々をたすけて一!

お願いします、医療の進歩は研究に研究を重ね、地球の未来は貴方方によって変わります、ヒト胚研究賛成! 簡単ですがよろしく。

整理番号150

ヒト胚だけでなく、あらゆる動物の胚を人為的に操作すべきでない。

胚は命のもとであり、人類にその運命を左右する権利はないからである。

また、胚の操作は動物実験でも失敗例が多く、それを人体で行うのはとても危険である。治療を受けた本人

だけでなく、その子孫にまでどんな影響を及ぼすかわからない。さらに、胚をもとにしたモノが外に漏れた 場合生態系にどのような影響を与えるかわかっていない。

そもそも、生殖治療の結果余剰胚が出ることを前提として議論しているが、生殖治療そのものも国民の総 意を得られぬまま、一部の医療関係者が先走りしている。生殖治療自体が人為的に生を操作することであり、 許されるべきでない。

また、いくらこのような議論をしても研究・実験自体が密室の中で行われているためそれを規制する方法はない。海外のように実験施設及び実験者・実験を許可制にし、審査にあたっては動物保護団体や生命倫理団体など第三者が参加する仕組みにすべきである。また、全ての実験の情報の公開を義務づけすべき。さらに、予告なしの立ち入り調査制を設け、基準に違反した施設・研究者は免許を剥奪する制度を設けるべきである。そうでなければ、あらゆる規制は形だけとなってしまうだろう。

整理番号151

クローン医療技術に欠かせない、ヒト胚の取り扱いについては、これが患者を救い、新しい医療になるということを理解しなければいけないと思います。耳や内臓の一部を失っても、クローン技術でまたその人の細胞からクローンで耳や内臓の一部を再生してそこへ取り付けることも出来ると思います、

また遺伝子に隠された病気などを早期に発見できれば、その人は将来その病気で苦しまなくても良いことになります。

具体的にヒト胚を使った、医療がどのようにすぐ可能なのか示してくれれば理解も深まると思う。

整理番号152

私は医学の進歩に大賛成です。世の中には病気や障害に苦しんでいる人がたくさんいます。その人たちが 少しでも幸せになれるなら、医学の進歩に貢献する研究を続けることが人道にかなった行いだと思います。

どうせ規制をするのなら、「生命操作への恐れ」などというわけのわからない恐れのためにするより、「生 命破壊の恐れ」のための規制を作ってほしいです。

人類の歴史をもっと長い目で見てください。今これをすると将来どんなすばらしいことが起こるか。

過去を見てみても、発見当初は恐れられていた科学技術はたくさんあります。私たちは今その科学技術の 恩恵を受けているわけです。

どうかお願いいたします。世界中の人の幸福のために。

整理番号153

1. 受精胚の倫理的地位

私は、ヒト受精胚は「ヒトの生命の萌芽」だと考える。ヒト受精胚は、取扱いには特別な配慮を要するものの、まだ発生段階が進んでいないことや、民法で胎児を例外として私権がないことから鑑みて、胎児よりもより低い位置に位置づけられる。

2. 「人間の尊厳」

「人間の尊厳」という概念は、非常に分かりにくいので明確な定義づけが必要のように思う。

ヒトが他の生物と区別され特別扱いされる理由は何なのか、これまで生命科学技術に用いられてきた動物にはなく、ヒトのみが持つ尊厳とは何なのかということをはっきりさせない限り、受精胚の利用・作成反対派の意見がただ科学技術を阻害しようとしているように思われかねない。

私の考える「人間の尊厳」は、他に還元できない「自分」という存在の唯一性である。

3. 受精胚の取扱い

報告書内の基本的原則は妥当であるように思う。この原則に基づいたヒト受精胚の利用・作成に関しても、研究目的での作成も現段階では制度的問題があるが、将来的には例外的に可能であると考える。ある行為が社会的に認められるかどうかは、社会における妥当性または妥協可能性が存在するかということである。その点について、代理母、そして第三者の卵子を使用した人工授精などは認めるべきではないと思う。なぜなら、戸籍問題や親権問題など大きな社会的混乱を生む危険性があるからだ。受精胚の利用・作成いかんに関しては、人間個体として社会に誕生しない限り、その社会における負の影響は、その有用性を考慮すればある程度妥協できるものと考えられる。

4. 人クローン胚の地位

私は、クローン胚をヒト受精胚と同じであるとみなすべきであると考える。その理由は、自然的か人工的かによって価値が変化するため、それならば比較的価値の低いクローン胚であるなら研究・応用しても良いという考え方は、科学の発展のためには手段を選ばないといった倫理の崩壊を助長するものであり、それを根底から否定する必要があると考えるからである。「クローン胚」を研究に限定的であれ用いることができるのは、胚を壊すことで生じるさまざまな負の要素よりもその有用性が大きいからなのである。

5. 人クローン胚の作成と利用

人クローン胚の取扱いについては、根本的には受精胚と同じであるべきだと考える。しかし、クローン胚の作成については、社会に受容性が生まれない限り認めるべきではないと考える。国民への積極的説明、継続的なパブリックコメントを求めるなどの国民との対話により国民の統一的見解を得て、受容性があることを確認しなければならない。そしてそれと平行して、絶対にクローン胚が母胎に移植されないよう、またクローン胚が限られた目的以外に使われないように確固とした制度を作らなければならない。そこで「モラトリアム」期間をおくことが必要だと考える。

6. 制度的枠組み

私は、受精胚や将来的にはクローン胚までも作成・利用できるようにする以上、厳格な制度が必要不可欠だと考える。そして、それは法令に基づく規制であるべきだと考える。現段階の二重の審査だけでは、日本の古くからの体質を考えても不十分に思う。審査に関しては、各研究所への常駐の監査委員の設置も範疇に入れた、より厳格なものである必要がある。この制度によって研究の自由は大きく侵害されるかもしれないが、それほど受精胚とクローン胚の地位は高いものであり、尊重されなければならない。つまり、より大きな公共の利益のためには研究の自由の阻害はやむを得ないもので、制度内での研究が十分に可能であるよう調節すれば良いことであると考える。

整理番号154

先日は神戸のヒト胚シンポジウムを傍聴させていただき、最新医療技術に触れることができました。ありがとうございます。

私はヒト胚の研究目的の作成、利用は賛成です。

町野先生がおっしゃたように、「科学は角を曲がって見なければ、わからない」ので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。新しい治療法による治療を待っている患者さんのためにも研究成果を期待いたします。先生方、頑張ってください。

ただ、あくまでも、ヒト胚は必ず研究目的の利用に限定しなければいけません。人間の尊厳を脅かすよう

な結果に結びつくようなことがないように、自主規制ではなく、法規制、ガイドラインなどで、厳しく細か く規制する必要があると思います。

整理番号155

私は、大学院でクローン動物を作成している研究室に所属し、勉強や実験をしています。私の関わってい る研究は、ヒトの生殖医療や再生医療とも関わっていると考えており、とても関心があったので、今回のシ ンポジウムに神戸会場にて参加させていただきました。私は、研究のためのヒト受精胚の作成や、研究のた めのヒトクローン胚を作成するという事に対して現時点では反対する考えを持っています。しかし、余剰胚 を使った医療目的の研究や医療に応用する目的でのヒトES細胞の樹立や研究への使用は認めてもよいと考え ています。基本的な理由は、私と同様の方針の何人かの委員の先生方の意見と重複するので書きませんが、 それ以外の点で以下に書きたいと思います。研究のために、わざわざ作成しなければいけないほど多くのヒ ト受精胚が本当に必要なのかという疑問があります。シンポジウムの中でもヒトES細胞の樹立のためには多 くのヒト受精卵が必要という意見があったように思いますが、現時点でいくつかの国産ES細胞が作成されて いる事や、またES細胞は無限に増えるのでその量が不足するということはないということ、このヒト胚やヒ トES細胞の研究は限られた研究機関でしか扱ってはならないと思うので、それほどたくさん必要だと思いま せん。遺伝的に違うES細胞のラインを作って研究しなければ、実験結果の客観的な評価ができないので多く のラインを作らなければならないという理由も理解できますが、では、どれほどのラインが必要なのでしょ うか?研究段階の現時点では、数十ラインもあれば十分ではないでしょうか。どれほどのES細胞が必要なの かが不明確で、研究遂行を簡便にするために作成容認が必要であるような主張のように感じています。また 現在では、日本国内で年間に約1万人の体外受精児が生まれている現状なので、それに伴う余剰胚も相当数存 在していると思います。研究のために作成するよりもこの余剰胚の利用についてもっと議論されるべきでは ないかと思います。次にヒトクローン胚の作成に関してですが、委員の先生方の意見に付け加えたい点とし て研究者のヒトクローン胚やヒト胚に対する倫理的な意識が十分に感じられないというのがあります。動物 のクローン研究が関わっている学会などで、技術的な課題やクローンの異常などはよくテーマが挙がってい ますが、ヒトクローン胚につながる可能性やヒトクローン胚を含めた倫理的なテーマというのは皆無と言う のが現状だと思います。クローン技術は"技術"なので、ある程度のトレーニングを積めば誰でもできるよ うになると思いますが、ヒトのクローン胚を作成するには、"生命倫理"を意識することが特に必要だと思 います。しかし、この倫理に関する意識は、動物のクローン研究の現場に育っているように感じていません。 このような中で育まれた"技術"のみを、ヒトに応用する研究を認める事は、将来的に重大な問題を引き起 こす原因になると思います。動物のクローン研究やES細胞の研究など、ヒトクローン胚研究に関連するよう な研究分野でも倫理的意識が低い現状の現段階でのヒトクローン胚の作成は絶対に許してはならないと思い ます。

整理番号156

難病で苦しんでいる友人に希望を与えてあげてほしいです。

整理番号157

難病患者を救える様、お願いします。

整理番号158

私は、規制には反対です。

できる限り、最小限の規制ですむ社会の方が心地よいと思います。 "ヒト胚"についても、規制すべきでないと考えます。個人が望むものは、自然の理にかなうと考えます。人工的に人間を生産したり、出産されようとする生命の選別をするのは、 "神の領域を侵す"かのように言う人もいますが、人間も自然の中の一部であり、その人間が望み、行動しようとすることも、自然の摂理の一部ではないでしょうか?

多少のリスクをもっていたとしても、科学は人間を幸福にし、さらに改善をうながし、もっと幸福へと導くものと考えられないでしょうか?

日本は、もっと積極的に科学を振興し、経済を活性化し、世界に貢献していく立場にあると思います。

整理番号159

私は賛成します。

私は二児の母です。下の子は、今は元気ですがよく病気になりました。片目が弱視です。科学は目の見えない人に光を与え、耳の聞こえない人もきこえるようにできるときいています。何でためらうんですか?要らない人は使わなければいいんです。要らないって署名してもらえばいいではないですか。今すぐ必要としてる人がたくさんいます。私の子供の眼もなおしてやりたいです。自分の大切な人が病気になったらどんなことをしてでも治したいと思うのが本当です。クローンでさえ賛成です。大切な人には死んでもらいたくないです。科学を遅らせないでください。武器は要らない!ヒト胚の研究をはじめてください。

整理番号160

- 1)ヒト胚の身分の議論を棚上げしての、ヒト胚の取り扱いの枠組みを決めるというのはナンセンスである。
- 2) ヒト胚をただ単に手段としない取り扱い方が求められている。しかし、難病の治療法の開発が、はたしてヒト胚を手段として使用することを認めるほどの客観的目的となりうるかどうか。3) 報告書ではヒト胚の位置づけに「検討を加え明確にした」とあるが、報告書におけるヒト胚の位置づけは「ヒト胚小委員会」や「ES細胞指針」で謳われたヒト胚の位置づけとは明確に異なり、もはやそれ自体において倫理的位置づけを欠いている。現に存在する人々の利益を中心に据えた功利主義的価値判断に従属させる見方である。
- 4) 「ヒト胚は人の生命の萌芽」ということが意味することは、ヒト胚は潜在的人間だということではなくて、潜在的諸能力を持った人間だ、ということが見失われている。
- 5)報告書では、胎児までが、「出産されれば人となり得る存在」とされ、ヒト胚と同じ倫理的地位にされている。これは将来的には胎児をも研究利用する意図の現れか。
- 6)将来の方向として、ヒト胚小委員会で厳格に遵守すると謳われていたことに道が開かれている。「やむを得ない場合ヒト受精胚の作成は認められる」、「エゴイズムでない限り着床前診断は認められる」、「人クローン胚とヒト受精胚との間に倫理的差異が認められない以上、取り扱いに具体的な差異はない」。堤防が決壊するごとく次々と門が開かれていく。濫用は許されるべきでない、と何度も謳われている。しかし、どれだけ動物実験が現に不必要に行われ、また人体実験もどきのことがなされていることか。それをチェックすることができる完全な制度はあるのか。むしろ研究者は(残念ながら)信頼できないという前提に立ってことを考えるべきである。教育課程から考え直す必要がある。
- 7) 以前に謳われていた「礼意を持って」という言葉は、この報告書からは消えてしまっている。指針どおり一定のプロセスを踏めばそれが礼意と考えられというパリサイ主義がまかり通っている。

- 8) 20世紀の反省に立てば、 21世紀の社会は、「道徳はペイしない」と考えるのではなくて、「道徳の リスク」をもっと考慮するべきである。
- 9) 「尊厳」と「尊重」という言葉が混同されている。「尊厳」は価値の衡量を認めない。
- 10)報告書からは、科学者たちの悪魔のような性急さと、市場経済の優先という現実しか読み取ることができない。ドイツ議会付置のアンケート委員会のようにもっと慎重に議論すべきである。

整理番号161

私の父は40年ほど前に38歳の若さで亡くなりました。そして次の年に妹が6歳で亡くなりました。共にガンでした。今日でも身内を亡くした悲しみは決して消し去る事は出来ません。特に母の悲しみとショックは計り知れないものがあったと思います。連れ合いと娘を立て続けになくしたのですから当然ですね。当時、ガンを患えば、もうその人の命は終わったものと認識がありましたが、今日では医療技術の発達によってある程度のガンは克服出来るようになり、この事は患者とその家族にとってとても勇気づけられる出来事となったのは言うまでもありません。

人の命を救い患者と家族の幸せを取り戻す科学に賛成です。ヒト胚を扱う医療技術に技術面、倫理面で賛 否両論があるようですが、この技術によってどれだけ多くの人の命が助かり、安寧を取り戻すことが出来る か、この事を考えただけでも議論の余地はないと思います。この技術に反対の方々は、もし身内の方が病気 で苦しんでいて、この技術しか病気を治す手だてがないとしたらどうでしょう。現実問題として自分の身に 置き換えて考えて頂きたいと思います。私は迷わずこの医療技術を使用してほしいとお願いするでしょう。

人は未知のものを恐れます。倫理とはその時代につくられたもので、次の時代にはまったく合わなくなってくるものです。この事は医療関係者の方はよくご存じの事と思います。多くの人の命を救う可能性のあるヒト胚研究に、今ストップをかけてしまうと日本の医療に取り返しのつかないほど大きな汚点を残してしまうでしょう。

整理番号162

生命倫理専門調査会の専門委員の中にふさわしくないと思われる人物が入っているのが残念である。

「ヒト胚の取扱に関する基本的考え方」について論議するためには、その専門委員を引き受ける以上、人の発生学並びに胎生学を真剣に独学してでも、学問的に正しく理解してから会議に出席するべきであると信じるものである。

門外漢の独り勝手な理論で委員が発言された場合に、それが学問的に妥当な意見ではない断言してくださる委員が同席していて、発言してくださるのだろうか。

クローン胚を含む超斬新的なヒトの発生学・奇形学の問題について生命倫理学的に議論するには、専門家であっても、ヒトの発生学・胎生学ならびに奇形学の専門家であっても、ごく最近までの国際的な専門雑誌に発表された論文を読み研究しなければならないのに、人体発生学者でもない文系の学者が、たとえ国際的な発生学専門雑誌に発表された論文を読まれても、本当に学問的に理解されたうえで議論されることが可能だろうか。

また、現在の専門委員の中に、「ヒトの発生学ならびに胎生学の専門家」あるいは「産科医」が、何パーセント占めているのであろうか。

整理番号163

私はALS (筋萎縮性側策梗塞症) という難病患者です。発症して8年人工呼吸器をつけ4年になります。 病名告知をうけて原因不明で治療法がないと云われ、大変衝撃をうけました。今の世の中にそんな病気があ るとは信じられませんでした。ALSは24時間介護が必要なため、家族の介護負担を慮って60%の人が呼 吸器をつけすに死んでいきます。患者数は02年度末で6645人、呼吸器患者は千数百人といわれています。治 療法があれば年間数千人が死なすにすみます。

私は2年前にインターネットを始め、胚性幹細胞から神経細胞を再生する研

究が進められていることを知り、生きる希望と意欲を取戻すことが出来ました。我々難病患者の希望が1日も早く現実になる日が来ることを切望しています。それにはヒト胚と人クローン胚の臨床研究解禁を認めることが必要です。特に人クローン胚は拒絶反応というハードルがなく、臨床応用に最も近道にあると思われますので、クローン技術規制法の見直しを要望します。

整理番号164

- 1. 中間報告書の位置づけに対する疑義
- (1) この中間報告書に所収されている「委員個人意見書」(生命倫理専門調査会の全委員のものではない)を読む限り、ヒト胚の取り扱いをめぐる委員間の意見はかなり食い違っている。また、勝木委員の意見書の「5. 生命倫理専門調査会」の位置づけに関する疑義(50 頁)や位田委員の意見書にある「3. 手続き」に関わる問題の指摘等を考え併せるならば、この中間報告書の位置づけは、文字通り、「中間段階にあるもの」とすべきだと考える。
- (2) 今回のパブリックコメント終了後は、一般から寄せられた意見や批判を踏まえて審議不十分の問題について調査会で検討を行い、調査会の合意に基づく「報告書」(案)を作成して、再度パブリックコメントを求めるという手順を踏むことを専門調査会に提案する。

2. 個別的問題点について

- (1) 中間報告書の 16 頁以降の記述に散見される「委員の大多数」、「多くの委員」、「大多数の委員」、「委員の体勢」とは誰を指しているのか。本来ならば個々の委員の氏名を表記すべきではないか。また、こうした表現が用いられていること自体、本書があくまでも「過渡的段階にある意見の集約」に留まっているにすぎないことを示唆している。
- (2) ヒト胚を用いた再生医療の可能性に対する西川委員の見解(55頁)と勝木委員の見解(総合科学技術会議 第27回生命倫理専門委員会・追加資料2「第26回生命倫理委員会(11月28日)に提出された西川委員の意見書に対する意見」)を読み比べてみると、両者の見解は真っ向から対立している。この問題については賛否両論の論拠を挙げて議論を行い、専門調査会としての見解をまとめるべきである。
- (3) 「人クローン胚の作成」(32-35 頁)については、全面的に反対である。再生医療研究の研究資源である ES 細胞の樹立については、生殖補助医療の過程で生じた余剰のヒト受精胚の提供・利用によって既に可能と なっており、研究はその範囲内で実施すべきである。
- (4) 着床前診断に関する専門調査会の見解(21-22頁の記述)には2つ問題がある。その第1は、「4-8細胞期の受精卵(胚)から1-は2個の細胞を取り出して疾患遺伝子の有無等の検査を行い、当該疾患の遺伝子に変異をもたない胚を選別して母となる女性の子宮に戻す」という着床前診断の技法そのものに由来する。このような経緯を経て妊娠が成立した場合でも、受精卵のモザイクによる遺伝的変異の見逃し等があるため、定期的な事後検査が不可欠といわれている。そのため、場合によっては人工妊娠中絶の実施を検討せざるをえない事態も発生する。こうした事実を抜きにして着床前診断の是非を論じることには問題が残る。第2の問題は、

「極めて重篤な遺伝性疾患以外のヒト受精卵の選別は、優生主義につながるものであり、許されない」(21頁)という記述にある。「極めて重篤な遺伝性疾患のヒト受精卵の選別」であれば優生主義にはつながらないとする論拠はどこにあるのか?「受精卵(胚)の生命の質による選択的出産」に対する障害者団体の強い危惧と反対が存在する以上、女性が着床前診断を受けることを「個人の幸福追求権」とみなすことに関する論拠を明示すべきである。

整理番号165

再生医療の早期の実現を!

ヒト胚に関するシンポジウムを聴取して、ヒト胚の利用に当たって生命倫理についての議論が不可欠であり、「生命の尊厳」に関する事項であることから、取り扱いが慎重であること、また、どの時点から生命の誕生とするかについても結論がでておらず、より一層の議論が必要との考えを示している委員がいることもわかった。

再生医療は、「人にもなり得るヒト胚細胞」の利用という繊細な問題を含んでいることもわかるが、議論を 長引かせるより、早急に自己ES細胞を利用できるような指針を作成し、技術開発が行えるようにする方が いいと感じる。シンポジウム後半のフロアーからの意見にも、医療技術が進歩すれば治療できるはずの病気 や疾病があり、早く助けて欲しいというものがあった。今後、再生医療に関連した医療技術は、欧米のベン チャー企業等でどんどん開発されていくことが予想される。様々な知的所有権や特許等が設定され、その技 術の使用にあたり、厳密な制約下で取り組まざるおえなくなる。そのデメリットは新規技術で助けるべき患 者に跳ね返る。

時間のあまり残されていない患者たちのため、また、日本で独自に研究する素地を確保するために、早め に実施指針等を示すことが大切であると考える。

整理番号166

ヒト胚ES細胞については、数々の樹立の成功や分化移植の成功例は報告されているが、意図した方向への分化のコントロールはいまだ確実とはみなされていず、また本当に再生医療に用いることが否かも確実に照明されていない。またヒト胚の破壊につながる、ヒトES細胞の研究よりも倫理的に問題の少ないヒト組織「体性」幹細胞の研究も精力的に行われ、一定の成功例と臨床研究例が報告されている。しかし、いまのところいずれの幹細胞も十分かつ自在にコントロールして樹立、分化、移植ができ、また安全に臨床応用できる段階に至っていないといえる。ヒトES細胞を用いる再生医療が、理論的に難病治療に多くの可能性を開くものであったとしても、実際にそれが安全かつ確実にできることが十分に証明されていない以上、仮にそれが不可能である、またわきわめて応用にむつかしいとわかったときは、人間の基本的価値の取り返しのつかない喪失につながる。我々は科学がこれまで人間をそうした状況に追い込んだ例を知っている。クローン胚の問題は人間にとっても根本的な価値である人の生命、そして人間の存在そのものにかかわるものであるが故に我々は十分に慎重でなければならない。

人間のさまざまな組織になることができ万能細胞といわれる胚性幹細胞(ES細胞)を体細胞クローン技術を使って作ることに韓国ソウル大学などのグループが世界で初めて成功した。この手法で作ったES細胞からは移植しても拒絶反応が起こさない組織を作ることが可能で、パーキンソン病や脊髄損傷、糖尿病に役立つ、一方このクローン技術は、クローン人間作りもつながる技術とあって、日本では国の指針で人への応用を当面禁止しており、生命倫理を巡る国際的な議論が高まると見られる。体細胞クローン技術でヒトES

細胞を作った研究は自分の細胞を使って失われた機能を取り戻す「夢の治療」に道を開くものだが、可能性の実証という面では大きな一歩だが、同じ女性の卵子と卵細胞を使う特別な条件で、二百四十二個の卵子から一株のES細胞を作ったにすぎない。ES細胞はマウスや人間の受精卵から作られ研究が進められているが、安全性を含め未知な部分も多く、治療への応用はまだ先という点で専門家の意見は一致する。クローン技術の人間への応用はクローン人間作りにつながるとの激しい反対がある。国連でも昨年十二月全面禁止を求める米国やカトリック諸国と治療応用に含みを残す日本や英国、ドイツで意見が割れ結論を一年先送りした。治療面での「恩恵」と人間の尊厳を脅かしかねない「クローン人間作り」これらを同時に可能とするクローン技術は、生命科学の進展が突き付ける重い課題だ。2004年2月12日読売新聞

整理番号167

今回の中間報告書で扱われている問題の中心は、ヒトES細胞の再生医療への利用のための研究に必要とされる、

- (1) ヒト受精卵(ヒト胚)の研究目的の作成と利用の是非
- (2) 人クローン胚の研究目的の作成の是非

であると考えます。

カトリック教会は一貫して、人はその受精の瞬間から個体としての人間であると考えています(教理省「生命のはじまりに関する教書」 $1 \cdot 1$)。また、最近のヒトES細胞の研究の進展に対して、カトリック教会では、教皇庁立生命アカデミーを中心に、専門的な検討を加えた結果、上記 2 点に関して、いずれも認めることができないことを明らかにしました(教皇庁立生命アカデミー「ヒト胚性幹細胞の作製及び科学的・治療的用途に対する宣言」 2000年8月25日)。なお同生命アカデミーの議論には、日本の青木清上智大学教授(当時)も会員として加わっています。「生殖を目的とする胚細胞クローン」の両方について、これを研究のために利用することが許されないことを、日本のカトリック司教団も表明しました(「いのちのまなざし」83)。

さらにカトリック教会では、昨年7月、第57回国際連合総会での「人クローン個体産生禁止条約」の審議に向けて、治療目的クローンと生殖目的クローンの双方を禁止するコスタリカ案を支持するポジションペーパーを発表しています(教皇庁国務省「ヒト胚クローンについての教皇庁見解」2003年7月17日)。カトリック教会では、人クローンの研究がそれ自体としてもつ倫理的問題だけでなく、こうした研究が女性の身体や貧しい世界に及ぼす影響、ヒト胚の売買への進展についても憂慮しています。同時にカトリック教会では、ヒトES細胞の研究・利用の代案として、ヒト体性幹細胞の研究・利用を支持しています。

なお、「中間報告書」13頁22~30行では、カトリック教会の立場として、教書の引用に加えて、ヒアリングの結果に基づく意見が紹介されていますが、このコメントはカトリックの立場を代表するものではありません。そこで、26~30行目を以下のように正式なカトリック教会の見解と差し替え、合わせて22~25行の引用も補足・補正してくださるよう要望致します(下線部が補足・訂正箇所)。

「〇カトリックでは、「人間の生命は、その存在の最初の瞬間から、すなわち接合子が形成された瞬間から、 肉体と精神とからなる全体性を備えた一人の人間として、倫理的に無条件の尊重を要求する。人間は、受精 の瞬間から人間として尊重され、扱われるべきである。そして、その同じ瞬間から人間としての権利、とり わけ無害な人間誰にでも備わっている不可侵の権利が認められなければならない(「生命のはじまりに関する 教書」1987年)」としている。

また、ヒト胚の研究に関連して、2003年7月にあらためて次のような声明が公表されている。「初期の

ヒト胚は、子宮着床前であっても、人間のいのちをもつ、個体としての人間であることに変わりはなく、またそれは、自立的有機体として、十分に発達して人間の胎児になることに向けて成長していくものである。 したがって、この胚を破壊することは重大な道徳違反である。なぜなら、それは罪のない人間存在を意図的に抹殺することだからである(教皇庁国務省「ヒト胚クローンについての教皇庁見解」2003年)」。」

中間報告書32~35頁では、人クローン胚の作成・利用に関して、専門委員のあいだでも反対・賛成の意見が2つに分かれていることが明記されています。貴専門調査会におかれましては、ヒト胚の取扱いという重大な問題に関して、決して最終的な結論を急がず、人の生命の尊厳に基づく、より慎重な検討を継続してくださることを、日本カトリック司教協議会として強く要望致します。

整理番号168

私は、人間に役に立つのならば進んでやれば良いと思います。

約百年前、ライト兄弟は飛行機を作りました。彼らはそのすばらしさを、アメリカや日本にも知らせましたが理解していただけなかった。

ガリレオやコペルニクスも地動説を発表しましたが、まわりの人々は彼らをバカにして有罪を宣告しました。

自動車が発明されたときも、まわりの人は発明者をバカにしました。

鉄の船が作られたときも、まわりの人は鉄が浮かぶわけがないとバカにしていました。

そして、現在、ヒト胚に関しても賛成、反対の大議論です。日本でいつまでもそんなことをしていると、 他の国に先を越されていくことになります。

日本の科学者が、アメリカに行くのも分かる気がします。これでは日本の将来が思いやられます。

整理番号169

シンポジウムにおいて、どのパネリストもヒト胚を「生命の萌芽」と位置付ける点では一致していながら、 ヒト胚の作成・操作に関しては意見が分かれる。私はここで、その点に関してどちらに賛成、反対を述べる のではなく、より発生の進んだ胎児との問題点についてのみ、一つの考えを提示したい。ご承知のように日 本では22週までは母体の安全等の理由で堕胎が認められており、どのパネリストも生命の尊厳に関して、 より発生の進んだ胎児に認められている現実(堕胎)に対して、ヒト胚操作に関しては、より慎重な議論と 対応が求められることに関して、明快な説明がなし得なかった、と思います。先日の神戸の医院で行われた 着床前診断でも、当の大谷医師はその点で正当性を弁明している。

この点については、確かに説明に苦しむところであるが、現在広く行われている堕胎は、現実的に必要と認められる場合にとられる、個別・具体的な対応処置(広い意味での治療の一環)であり、胎児自体に何らかの人為的操作実験を行うものではない。確かに胎児の命を奪うことになるが、堕胎に賛成・反対は別として、「生」か「死」どちらかの選択であって、生命に対する人為的操作と同一に比較議論すべきではない。

同じ「生命の尊厳」を考える時、

- ① 目の前の一つの命の存続を考えるかどうかの「尊厳」と、
- ② 何らかの目的の為に生命に人為操作を行っていいかどうかの「尊厳」

を区別すべきで、発生がどこまで進んでいるか、と絡めると説明しにくくなる。

「発生がより進んでいる胎児には認められているのに、胚ならなぜ急にダメ?」に答える私の考え方です。

整理番号170

専門家、家族、友人達に切なる願いを込めて1日も早いヒト胚の開門を問う人々、その他大勢の参加が有った今日のシンポジウム。しかし私が思うにおしなべて医療に限らず日本国全体の事に対する国民の認識の低さ。参加するにあたり約20人位ヒト胚に付いて聞いてみた。「それ何?」ですのもね。生命科学の発展の難しさ。こんな事が出来るのにと現場でやむにやまれずしてはいけない事?をされて新聞種になられた産科の先生方!いいじゃありませんか。切なる願いがそこで叶えば。

日本での条例、同じ人の胚を作成又は使用する研究で有りながら技術別、分野別に規制の有無や厳しさに格段の差を設けるトリプル・スタンダードになっている。"生命倫理法試案、川井健共編より引用"とか、石川先生の言われた「人の命に対してのよほどの事の線引きの解しさ」どうぞ思い切って角を曲がって下さい。誰方が言われた日本の臓器移植の数の少なさ「何で元気で居たのなら死んで何でも人にあげたらええやん」と言う私に異星人でも見るような目の知り合い達。何か島国根性の抜けない了見の狭い人達の多い我が国日本!あれだけ多くの先生達のそれぞれ違う意見、どうぞもっと大きな心を持って早く1つに集めて医療の為、子孫の為に邁進していただきたく心より願って居ります。終り

整理番号171

丁度4年前の2000年2月に科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会(以下旧委員会と記す) がパブリックコメントを募集された時も私は素人の拙い意見を送らせて戴いた。今年のヒト胚の取扱いに関 する基本的な考え方(中間報告書)を読んでの印象は4年前より良くなっているとは思えない。むしろ混乱 して収拾がつかなくなっていると感じた。それだけ問題が難問であることの証でもあると思うが、しかし繕 うことなくこうした状態のままで発表して下さったことは、ある意味では良かったと思う。何よりも「操作 されない情報」が大事であると思うからである。字数の制限上一番言いたいことだけ、はしょって記すしか ないが、旧委員会が出された報告書で感激したことはヒト胚は「人の生命の萌芽」である、という概念を示 されたことである。日本の社会で胚に対してこのような考え方はこれまでにはなかったと思う。ヒト胚に対 してこのような基本となる考へを示されたことに敬意を表する。本中間報告書にもこの基本となる考へは一 応継承されているが内身が統一されていない気がする。統一されない大きな原因は、個別の問題毎に委員会 を立ち上げそれの一応の結論が出るとその委員会を解散してしまうことにあると思う。「折角合意されたこと が(共有財産)となっていかない。(賽河原の石積み)に等しい」(旧委員会の委員)。私もそう思う。個別の 問題で結論を出すから、母体内で生命を育み創めている胚よりも、体外の胚の方が慎重に扱われなければな らないような奇妙なことにもなるのだと思う。又「ヒト胚を壊してなおかつなされて良いこととして、生殖 補助医療と難病治療が「恩恵」として挙げられるが、この両者の「恩恵」の意味は違う(鷲田委員)。私もそ う思う。「凍結余剰胚」とはいえ精子と卵子が受精した胚を研究材料に供することは許可して無精生殖で除核 した卵に患者の体細胞の核を入れて拒絶反応の少ない細胞や組織を作るためのヒトクローン胚の作製in vitroでの研究を認めないのもおかしい。今現在難病のために「人間の尊厳」を保つどころでない辛い毎日を 生きなければならない難病の人の光明となるのであればヒトクローン胚の作製in vitroでの研究は認めてい いと思う。こうした事を個別に討論するのではなく、生命倫理全般にわたって包括的に、生命とは受精とは 胚とは何かといった根源的な問いをひいては人類の未来をも視野に入れた哲学的倫理的な思考を持った委員 による生命科学に関する常設の研究・提言機関の設置を強く要望する。

整理番号172

ヒト胚研究を進めることによって、人類の病気からの開放を成し遂げることになる。

整理番号173

日本だけではなく世界中で受精卵を医師が研究対象としてみなしている事に対して、驚きを通り越して、ア然とするより他ありません。なぜなら、受精卵はれっきとした一つの生命だからです。これは一つの真理です。どんなに議論した所でこれは変わらない事実です。これは一つの真理です。どんなに議論した所でこれは変わらない事実です。何故なら、生命の創造主は人間ではなく、神様だからです。結局、生命に対する定義は医学部でも学校でもはっきりされていないので、こんな事になるのではないでしょうか?仏教の尼さんで作家でも有名な瀬戸内じゃくしょう(?)さんも臓器移植は許されるかどうかで悩んだとおっしゃっていましたが、仏教でもそういう事は教えてくれない、或いは模はん解答はないんだな、と思うと一般の日本人が悩むのも致し方ない事なのかなあ?と思ったりもします。私はローマカトリック教会の信者ですが、聖書を読んだだけでは全ての解答は解りません。何故なら聖書が書かれた当時は、そんな問題はなかったからです。しかし、総本山であるバチカンで委員会や公文書で生命に関する定義づけは、はっきりしています。ですから、私達信者はそれを守れるか、又、きちんと勉強して知っているかどうかの問題になります。そして、この様に法律などで間違った方向に行く事がない様に警鐘を鳴らす事も信徒の責任です。

そして、生命に関しては、人間の大元ですから、あらゆる事に派生してしまいます。参考までにプロライフニュースを同封致します。私がおすすめの本はマーカーで印した『生命問題に関するカトリックの教え』です。

それでは委員の皆様が真理に導かれて、良い結果が得られる様、陰ながら応援しています。

整理番号174

私は、ヒト胚をもっと積極的に研究対象とみなして構わないと考えます。確かに、ヒト胚はヒトになる可 能性をもつものであり、粗末に扱うべきではありませんが、未だ器官の分化もしていない胚は細胞の集まり に過ぎず、その尊厳は、今、既に生まれ、生きている人間の生命や尊厳とは比較になりません。脳死した人 間からの臓器移植は、様々な異論もある中、許可されました。しかし、それでもまだ、移植用の臓器は明ら かに不足しています。また、移植が受けられたとしても、それが他人の臓器である以上、免疫抑制剤の持続 的な投与が必要となったり、それによる感染症の危険が増したりといった拒絶反応に関する問題は必ずつい てまわります。ヒト胚とそれから作り出されるヒトES細胞の研究によってこの現状が打開される可能性があ るならば、それに必要なヒト受精胚やヒトクローン胚の作成もまたやむをえないでしょう。特に、ヒトクロ 一ン胚に関しては、そのまま成長すればクローン人間となる可能性があることから、その作成には慎重であ るべきであり、ヒト受精胚での研究が十分に進んでからで良いのではないかという意見もあるようですが、 拒絶反応の無い移植用臓器の作成の為には、ヒトクローン胚は必要不可欠であり、またヒト受精胚とヒトク ローン胚では様々な違いがあると予想されるであろうことからヒト受精胚での研究が十分進んだ上でヒトク ローン胚に移ったのでは、二度手間とは言わないまでも、時間のロスが大きいのではないかと思われます。 ここで大切なことは、こうしている間にも、移植を受けられない人や、その他現在の医学では治せない病気 の人達が亡くなっていっているということです。何よりも大切なのは、今現在、人間として生きている人の 命であり、「時は金なり」ならぬ「時は命なり」のこの状況に於いては、研究の抑制にこそ慎重であるべき なのではないでしょうか。

整理番号175

まず、様々なバックグランドをもつ委員の意見を、良くまとめられたと感心させられました。未知の世界の想像は、皆、多様であるため、それをもとに規制を作るのは非常に困難な事でしょう。一度作った規制も、他の国の研究成果をも加味して規制範囲を徐々に和らげていける体制作りを撮っておいた方が良いと思います。

私は、P2の「人と同じ取扱を受けるべきであるとはいいきれない」、「余剰胚が生じることは避けられない」ということに賛成で、またヒト受精胚やヒトクローン胚を用いた研究も厳しい管理下であれば認められても良いと考えます。

報告書の中のヒト受精胚に関する部分の意見の違いは、宗教の違いが大きく影響していると思われます。 委員の中にもカトリック系の方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう方々のまわりに難病や遺伝子病 に苦しむ身内がいない限り、これらの病気のもたらす現実的な結果を想像することは不可能と思います。す なわち、委員の意見の中でも医療関係者や研究者以外の方の意見は非常に極端な事を言っており、ハリウッ ド映画の中に出てくる研究者を想像して反論しているのではないかと疑いたくなるくらい、現実の研究を知 らないと思います。位田委員の意見はもっともとしても、島薗委員や鷲田委員の意見書を見ると、科学の成 果を知らないことが伺え、そういう方の意見のせいで研究が進まない現実を非常に残念に思います。また、 再生医療の可能性も閉ざすべきでないと思いますので、研究機関または研究室を限定し、結果は全て公表す る形を取れば良いのではないでしょうか?または外部のチェック機関を設ければよいのでは?

文系の委員が規制を緩めるのを納得されないのは、研究者や医者が上手にこれまでの研究成果を説明出来なかったからなのではないでしょうか?世界の最新の研究結果ふまえて研究の意味をきちんと説明できる大学教官等に講師という形で委員会に参加していただき、文系の委員の理解を深める必要性があると思いました。政治力の強い方々を集めても、納得させられる説明の出来ない方が委員をしていたら、話し合いが進まないと思いました。

最後に、「ヒト」と「人」が報告書の文章中に混在していました。最終報告書をまとめるのは大変な事で しょうが、中間報告の内容に間違いはないので、委員や国民を納得させることに注力すれば良いと思います。 ご健闘をお祈り申し上げます。

整理番号176

「三人寄らば文殊の知恵」とか言いますが、「ヒト胚は人ではない」という間違った結論を正当化するためには、文殊が三人寄ろうが、三十人寄ろうが無理。そんな印象です。

ヒト胚は人であるか否かという点についてまじめな議論がされたとも思えません。にもかかわらず、極めて安易に「ヒト胚は人ではないが物でもない」などと主張されているようです。

私は「人」という概念を、生物の一種と捉えます。「ヒトという生物」というとき、ヒトというのは生物の一種であると了解されているということです。中間報告の「人」という概念は、「人という生物」(生物の一種としての人)という意味でないなら、どういう概念なのでしょうか。「人というそれ」。この場合の「それ」にはどういう概念が入るのでしょうか? 中間報告はそれに答えていません。「人」という概念の同位概念、類概念を示すべきと私は考えます。

「人の生命は始まりを持たない」という命題を真とするならば、なるほど「人の生命の始まり」は「人の生命」ではないと言えるのかもしれません。しかしながら、「人の生命」が始まりを持つものであるならば、それが「人の生命の始まり」であることをもって、「人の生命であること」を否定できないのは、自明のこ

とでしょう。

そこで改めて質問をしましょう。「人の生命」は始まりを持つのですか、持たないのですか? 人の生命 は萌芽(初期段階)を持つのですか、持たないのですか?

人の生命が始まりを持つなら、「ヒト胚は人の生命の始まりである」と中間報告は認めているのですから、 ヒト胚が人であることを認めたも同然でしょう。人の生命が萌芽(の段階)を持つものであるなら、「ヒト 胚は人の生命の萌芽である」と中間報告は認めているのですから、ヒト胚が人であることを認めたも同然で しょう。

私が見るところ、中間報告は「大人」という概念と「人」という概念を混同しているのです。つまり、「ヒト胚は大人ではない」というべきところ、誤って「ヒト胚は人ではない」といっているのです。

最終報告(?)では、「ヒト胚は人ではないが、人の生命の萌芽である」などという子供だましの詭弁に 逃れることなく、一人前の大人が納得できる報告をしていただきたい。

整理番号177

ヒト胚の研究技術開発に関しての賛成意見

現在、日本人の平均寿命は年々着実に延び、世界のトップを維持しています。この主な要因の一つとして、豊かな生活環境に加え、目覚しい医学の発展があげられると思います。1998年アメリカの大学にて、人間の胚幹細胞を取り出すことに成功して以来、人体に必要は細胞、組織、器官を意図的に作る研究が進むにつれ、再生医療がクローズアップされてきました。胚に由来したES細胞を治療応用についての課題は多々有ると思いますが、現実に拒絶反応のない新しい臓器移植や、各器官を必要としている多くの悩める患者を思い浮かべるとき、ヒト胚を用いた研究を更に続けて、人命を尊重し役立てて欲しいです。この素晴らしい再生医療技術を利用するか否かは各個人の選択にあると思います。仮に前面的に禁止ともなれば、医療科学の進歩は外国に越され信頼は薄れます。そして国内はもとより対外的にも大きな損失となり、人及び技術の海外流失が懸念されます。ある科学雑誌に載っていた記事で、まもなく人間は200才を迎える時がやってくる!・・と記されていたことを思い出しまた。何と素晴らしい事か・科学は愛です!!何れにせよ難病の苦しみから開放され、延命から健全な身体で楽しい人生を送られる事を期待しております。今後共、医療科学の発展を切望し、この科学技術の恩恵に預かる多くの方々に捧げる所存です。

整理番号178(連名3名)

私たちは、ヒト胚クローンに反対である。確かに疾病への再生治療としては効果的であるかしれない、また医学にすばらしい発展をもたらすかもしれない。しかし、あくまでもヒト胚クローンは生命体であるのだ。 女性の胎内へと戻せば、この生命体は人として誕生するのである。

また、ヒト胚クローンに関してはまだまだ疑問が多い。まず人への応用が確実ではない。動物実験では効果が十分に立証されているとはいえ、細胞ががん化する恐れもあり、懸念はまだ払拭されていない。2000年にまとめられた報告では、ヒト胚の作成は日本では認められなかったが、最新の中間報告書では、研究目的でのヒト胚の作成が認められる場合もあると基本的な方針が変わっている。しかし、この事についても理由ははっきりと知らされてはいないし、あまりそれについて踏み込んで調べた考察がないのだ。

そして、社会的理論が不足している。人の命を扱う問題であるため、宗教、法律、倫理など様々な点からの議論が要される。特に宗教観からは、神から与えられた命という観念から反対意見が多いであろう。

また、社会にはクローンの必要性にも疑問の声があがっている。そもそも個々の物である命のコピーが必

要であろうか?臓器売買が行われている現実、ヒト胚クローンはうまく利用されるか。また、そのクローン を扱う研究者、医師たちの研究目的だけに終わってしまわないか、濫用の恐れなど人の命を扱うに関して多 くの危険と疑問が感じられるのである。

整理番号179

日本の科学の進歩が発達していることに驚きを感じました。しかし、このES細胞の技術の進歩については、賛成できません。その理由として、人体への悪影響が懸念されます。さらに、人の誕生さえヒトの手によって左右することが可能になる事は、科学的にはすばらしい発展ですが、倫理的・宗教的な視点から見ると賛成できません。

また、クローン技術の発展は、人間のためだけに多くの生物が犠牲となっていることを意味します。これは、ただでさえ崩れている自然界のバランスをこれ以上壊していくのは、環境破壊を促進する大きな要因となります。これからも地球で生物が共存していくためには、科学技術の発展も必要ですが、その前に、人として自分の存在自身を見つめることが誰しもに求められることでしょう。ES細胞の使用は、全面的に反対です!

整理番号180(連名2名)

私達はヒト胚の取り扱いについて反対です。

人間は受精卵である時から人間であり、命を持っています。生まれてきたら一人の人間として、夢や希望に向かって私達と同じように生きていたかもしれない。いくら病人が治るとはいえども、小さな命を犠牲にする事は人道上良くないです。あまり研究について詳しい意識はないが、ヒト胚作成中において失敗する可能性があり、全てのヒト胚が活用されるとは限らないでしょう。また、今はまだヒト胚における知識が少ない為、ヒト胚によって作られた臓器を移植して、拒否反応を起こす危険性もないでしょう。

私達は小学校の頃から学校でカトリックの教育を受けてきました。カトリックの教えでは、人類全てが平等で、個々が尊重されます。人間は神から生かされている存在であり、人間の各々の感情によって命をコントロールする事はいけない事だと教えられてきました。その為、ヒト胚制作はその教えに反しています。なので私達は、ヒト胚制作に反対します。

整理番号181(連名2名)

私達は、研究目的でのヒト受精胚作成に賛成します。なぜなら、

- 1:提供される受精胚は、不妊治療で不要になったものである。
- 2:ES細胞は万能細胞とも呼ばれ、心臓・神経・血液・骨など、様々な臓 器組織に成長する可能性を持つため、難病(パーキンソン病など)治 療におおいに期待できる。
- 3:提供された胚が、ES細胞になれば無限に増やせるため、1つでも、多くの命を救う事ができる。 と思うからです。

整理番号182

ヒト胚が治療に使われるのはいいと思う。現在、深刻な臓器不足に悩む移植医療界にあたっては、このような望みどおりの組織や臓器が作り出せる細胞が作成されたことは、将来、移植医療だけでなく、医療界全般に大きな恵みをもたらす。けれど、ヒト胚の研究がエスカレートして、不老不死の研究に発展する恐れも

あると考えるが、研究に対する規制を設ければ、正しく利用され、いいと思う。また、今までは受精卵は人になるだけだったが、これからは病気治療のための受精卵として使われてもいいと思う。だから私たちは、ヒト胚の治療への利用には賛成です。

整理番号183(連名2名)

私達は、人胚を実験の使うことには積極的には賛成できない。日本は、臓器提供の場合も、ドナーカードの 意思表示や家族の同意も必要だったり、厳しい態度を取っている。もし、ヒト胚の取り扱いが容認されても、 日本国民ははっきりとした使用を始める理由がはっきりしない今の状況ではヒト胚の使用を受け入れられな いと思う。

また、受精した瞬間から、受精卵は人となるのでヒト胚を実験に使うのは許されない事だ。今後の医療が開発の中で、更なる倫理的な問題も起きてくるだろう。そのときにも、医療の開発だけが独走してしまうのではなく医療開発は人のためにあることを忘れず、それがが結果的に本当に人に幸福につながるかを考えるべきだと思う。

整理番号184

私はES細胞の研究をすることに反対である。ES細胞の研究が医療や科学の発展に大きく貢献することや、これらの研究結果によって助かる人がたくさんいるかもしれないということは容易に想像出来る。臓器提供者を待っている重い心臓病の患者や、遺伝性の病気を抱えた患者の存在を思えば、ヒト胚を用いた研究に賛成したい。しかし、ヒト胚を扱った研究をするということは、ただ単に人を助けることが出来るということ以上の問題を含んでいると思う。

まずは、倫理的な問題として、将来人間として成長しえる細胞を研究用に作り、使うことが許されるのか、 ということと、遺伝性の病気を研究するにはその患者や両親から卵子・精子の提供を募らねばならないとい うことがある。人間として成長しえる細胞を研究用に作り、使うことを許してしまうと、極論としては、人 間そのものを研究対象として育て、実験を施すことも許されることになってしまうかもしれない。また、遺 伝性の病気の患者や家族からの卵子・精子提供は、患者の遺伝情報を守ったりしていく上でも問題が多いと 思う。

技術的なことは私にはよく分からないがわたしの分かる範囲では私はES細胞の研究をすることに反対である。

整理番号185(連名2名)

私達はES細胞の研究に対して反対です。その理由として、まず、日本ではヒトの胚を利用して行う体外受精や人口受精が認められてないのに厄介な問題を抱えているES細胞の研究を行うことで生じる社会的問題に対応できないからです。次に、ヒト胚が生殖産業のように、利益の対象になるおそれがあります。アメリカの弁護士が著した『ヒトクローン無法地帯』では、生殖産業の増加に伴い、冷凍されたヒト胚が何十万個も焼却処分されているとあります。それと同様に、ヒト胚という生命の「萌芽」が軽視れると思います。以上の社会的問題からES細胞の研究を行うかどうかを考えてもらいたいです。

整理番号186

ヒト胚を医学的研究に役立てることには大賛成です。研究が成功すれば、献血やドナーに頼っていた諸問

題がすべて解決されるでしょう。素晴らしいことです。また、ヒト胚の研究がクローン人間に繋がる問題も 含めて大賛成です。

あらゆる科学技術は、人々の生活を快適なものにし、人々を幸福にするための唯一の手段です。私たちの科学文明はまだ浅いながらも、それが今日までにもたらした数々の恩恵を、私たちが意識せずにはいられないのが現実です。それなのに、さらに画期的な発展を遂げようとする時、なぜ人々は倫理観なるものを持ち出して反対するのでしょうか?

科学は善悪の対象にはなり得ません。なぜなら科学は真理だからです。重要なのは、研究成果が悪用されないように、広く知恵を集結し、法律を整備することにあると思います。そして法運営が、決して研究の発展を妨げるものであってはならないのは当然のことです。

また、特に重要なのは、科学が進歩するほどには人々の意識が向上していないということの改革です。実は、伝統的倫理観が人々の意識向上の妨げとなっている要因なのであり、それは、保守的で古い考え方を維持しようとするための方便でしかないことを私たちは認識すべきです。この面での行政的な教育改革が急がなければ、人々の意識と科学の間の溝は深まるばかりです。なぜなら、科学の進歩は誰にも止めることができないからです。科学の進歩を否定することは、科学が本能である人間の存在そのものを否定することに他なりません。

「人の命は地球よりも重い」ことを名実とするためにも、すべての科学技術が真に人々に奉仕するように 法律を揺るぎないものとし、同時に、私たち人間社会の意識も高めていかなければなりません。

整理番号187

医療は薬と同様に、遺伝子や細胞を用いて行われる時代が来る。薬だけで慢性疾患を治療するのは極めて難しい。むしろ、細胞が減少するタイプの疾患は、再生医療でやる方が有用性、コストの点で優れていることは間違いない。

再生医療に用いるES細胞は、ヒト受精卵の破壊を介さないとできないので倫理的問題を回避できない。 従って、その必要がない体性幹細胞を使う再生医療研究を国家戦略として強く推進すべき。日本の研究開発 力をもってすれば、ES細胞に匹敵する成果を生み出すと思われる。さらに、体細胞をリプログラミングす る研究を長期的課題として理研などで取り組めばよい。

(まとめ)

- 1. ヒト受精卵、クローン胚の作成は行わない。
- 2. 体性幹細胞による再生医療研究を国家戦略として推進する。
- 体細胞リプログラミング研究を長期的課題として進める。
 体細胞リプログラミング→体細胞を直接的に幹細胞へ分化転換させること。

整理番号188

私は、ヒト胚やクローンと人の尊厳について考えたいと思います。人工中絶の歴史を見るに、過去から現在において、数百万、数千万と、その数しれず、胎児が死んでいる現実から目を反らしてはならないのです。母親の身体も精神も傷つき、生れながら障害のある子供や難病を持つ子供も多いのに、自然のままで良いと思っている人々が多い事に愕然とします。化学する智慧を持ちながらあまりにも愚かな事です。生れても餓死したり、貧困の為に売られたりする子供も多いのです。150年前から現在までに人口は6倍の約60億に増えています。その内20億ぐらいの人々が、食料や医療の不足で苦しんでいるのです。此からは加速的

に人口は増えつづけるので、食料の増産や医学の発展には、ヒト胚や、クローン、遺伝子組換えは不可欠なのです。豊な国が増えれば人口は増えなく成ります。軍事費を化学研究に廻す方が平和への早道なのです。

人が人である事は脳の形成が不可欠なのです。従って脳が形成される前までは皮膚の一分と同じ様な状態なのですが、それでも人の尊厳を犯していると思っている人がいますが、精子や卵子の段階においての実験もだめだと言う事に成ります。では、禁欲的聖職者は体内で精子や卵子を封じ込めているので尊厳を犯してしる事に成ります。子供は、何故で、何の様にして生まれたいという選択肢は無いのです。クロード・ポリロン・ラエルは言っています『何処で、どの様にして生まれたかでは無く、何の様な環境で育ったかが大事なので、ヒットラーが初から、あの様な人間ではなかったのです。環境がそうさせたので、ヒットラーのクローンが10人出来てもそれぞれの行いは異なるのです』世界がヒト胚やクローンの禁止協定を結んでも、必ず破る国が出ます。何故ならば、此の分野は莫大な経済的効果を生むからです。もし我国が禁止すれば、医学や経済においても間違いなく後進国に成るでしょう。化学者には自由な研究が不可欠なのです。オープンにして行政の監視と一般への報告、クローンで生まれた子供のプライバシーを守る法律を作ることです。古い倫理で新しい時代の事を測るのは愚かな事です。化学とは宇宙と言う無限の海から化学者が汲んでも汲んでも尽きる事のない贈り物です。化学者はダイナマイトや核爆弾も作りましたが、それを使用したのは愚な政治家です。地球に栄光あれ。

整理番号189

総合科学技術会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に対する 意見

標記報告書に対し、以下の意見を提出いたします。

1 IV.3.a.〈着床前診断におけるヒト受精胚の取り扱い〉を全面削除するよう求めます。

(理由) 着床前診断は、いまだ実験研究段階にあるとみるべき技術ではあるが、周産期医療、遺伝難病の医療、とりわけ発症前遺伝子診断の問題に深く結びついており、優生思想あるいは生命の価値の弁別・選別という重大な帰結をもたらす恐れのある行為である。そのような行為の是非は、新産業創出を視野に入れた科学研究推進を使命とする総合科学技術会議の下にある専門調査会で決定できる問題ではない。責任主体である専門医学会と厚生労働省、および患者・当事者団体、障害者団体など利害関心を有するすべての関係者を集めた合意形成会議を開催し、国の方針をあらためて検討するべきである。

2 IV. 2. c. およびVII. 研究目的での人の胚の作成は、体外受精胚であるか「特定胚」であるかにかかわらず、すべて原則禁止とするよう求めます。

それに合わせて、VIII.では、原則容認の届出制を採る現行のクローン法を、原則禁止の許可制に改めるよう提言することを求めます。

(理由)生命への介入・操作の度を深める生命科学・医学の適正な発展を保障し人の生命の尊厳と安全を保護するためには、人の生命の萌芽である胚の研究目的での作成は原則禁止にするとの社会の意思を確固としたものにする必要がある。この禁止を解除できる条件は、法令において

明文で示すべきである。

2000年10月に国会に提出され審議された「ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案」(第一五〇国会衆法八)は、ここで述べたような原則禁止=許可制を採ってつくられた法案なので、参考にするよう求める。

3 VII. 2. a. 人クローン胚の作成・利用研究は、禁止とするよう求めます。

(理由)人のES細胞が臨床上安全で有効であることが確証されていない現時点では、人クローン胚研究は、 倫理的な理由だけでなく、科学的にも必要性がなく正当化できないと考える。

以上

整理番号190

中間報告書は、以下の2点において重大な疑問があるように思われます。

1. 中間報告書の検討対象は、原始線条の形成まで(14日目まで)のヒト受精胚に限定されている。それは人格を持つ「人」でも単なる「モノ」でもない中間的存在として「人の生命の萌芽」という名称を与えられ、「胎児とともに検討すべき存在」であるそれ以降の受精胚と区別されている。両者の区別は、「ヒトが個体として発育を開始する時期は個体形成に与る臓器の分化の時期」であるとする日本産婦人科学会の会告に依拠している。

しかし、今日の発生学の知見では、ヒトは発生の第1日目からアイデンティティをそなえた個体として発育を開始すること、受精のプロセス終了後の発生段階に質的な断絶はなく、14日目までのヒト胚とそれ以降のヒト胚との間に段階的な差違を認めえないことが明らかである(付言ながら、双生児の出現は、遅くとも6日目までに確認しうる)。15年前、英国のワーノック委員会では、発生学者マクラーレンが、科学的な根拠なく14日目までのヒト胚をそれ以降のヒト胚と区別する新しい言葉(pre-embryo)を不当に持ち込んで、14日目までのヒト胚の研究利用を合法化する道を開いた。しかし、今日の発生学は、すでにこの語を放棄しており、マクラーレン自身もそれを認めている。両者を区別する科学的根拠の不在が明らかな今日では、英国の先例に追随することは不可能である。

要するに、14日目までのヒト胚は「人の生命」にほかならず、14日目以降のヒト胚と区別して不利益な取扱いを許す(研究材料に用いる)合理的な根拠も認められない。

2. 中間報告書は、「生物学的な『ヒトの生命の始まり』をただちに社会的、倫理的に『人』の始まりとして扱うべきとは考えられない」とし、それは社会的合意によって決定されるべきであるとする。しかし、ある特定のヒト集団(14日目までのヒト胚)を、他のヒト集団(「人々」)の「生命・健康の価値や幸福への希求」の手段として研究利用(=殺害)することを許すことは、国際的な生命倫理の基本原則である「人間の尊厳」の原則にも、日本国憲法の保障する平等原則にも反する。それは、特定のヒト集団の人格性を否定して、他のヒト集団による「使用」(モノ扱い)を合法化した奴隷制の再現である。

また、客観的根拠を欠く社会的合意による問題解決は特定社会にしか通用せず、グローバルな問題解決が 求められている生命倫理の分野の解決策としては不適当である。

以上の詳細および科学的典拠については、拙稿「ヒト胚の尊厳—人格主義の生命倫理学の立場から」(「続・独仏生命倫理資料集」平成15年度科学研究費補助金基盤研究B(1)〈研究代表者・飯田亘之〉報告書、2004年)、アンジェロ・セラ(拙訳)「ヒト胚・処分可能な『細胞の塊』か、『ヒト』か?」理想668号(2002年)98 頁以下をご参照いただければ幸いです。

整理番号191

ヒト胚の利用の可否については、異なる価値観が併存する社会にあって、ヒトの命の始まり、人間の尊厳をどうとらえるかというセンシテイブな問題にかかわるものであり、最終的には、当該国家、人間社会における先端科学研究のルールをいかに定めるか、ということに帰着する。従って、広く、社会・文化・宗教、国民意識なども総合考慮の上、最終的には、手続の透明性を確保しつつ、政治的な決断も含めて決定する他

はなく、両論併記は、議論を喚起するに際しての便宜的なものではないか、と考える。

今後のためには、以下の点を検討すべきものと思う。

①現在の総合科学技術会議生命倫理専門調査会が果たしている役割をふまえ、個別課題をこえて、国のあらゆる科学技術政策を生命倫理の観点から検討・助言すべく、政府組織から一定独立した恒常的な機関として、内閣総理大臣直属の生命倫理委員会(仮称)を設置して、広く英知を結集して検討すること

②現状の生殖補助医療が抱える様々な問題点を踏まえ、生殖補助医療及び受精卵やヒト胚の研究を規制する第三者監督・規制機関を設けるとともにその根拠法となる「ヒト胚保護法」(仮称)を制定して、罰則を含め、規制の実効性を確保すること

③卵子の提供者等を含め、先端医科学研究、及び医療の名のもとに人権侵害が生じることがないよう、倫理原則も含め、被験者保護法(仮称)を制定して、受精卵・ヒト胚の研究・利用が許される厳格なルールを定めること

整理番号192

東京のシンポジウムに参加いたしました。

人間の生命の尊厳というのは確かに大切にする必要がありますが、しかし、その観念をヒト胚にまで適用するのは間違っていると思います。胚には考える脳も意識もありません。タンパク質の固まりにすぎません。それを病気治療に用いて何が悪いのでしょうか。ヒト胚はそのまま培養するといつかは人間になるということで、ためらう人もいるかもしれませんが、『人間』と『胚』とは、まったく別物であるということを認識する必要があります。「胚は将来、人間になるからダメなのだ。」という本質を理解しない感情的な意見に捕らわれているのは間違いです。宗教的な信条で拒絶する人もいますが、もし、現在キリストや仏陀が存在したら、病気で苦しんでいる人を見たら、絶対にその人の病気を治療すると思います。「周りの意見がどうも」とか「倫理的にちょっとできない」ということをキリストが言って病気の人を突き放すようなことをするとは思えません。

「世間の考えを考慮しながら進めていきたい。」という委員の方もいらっしゃいましたが、世間一般の人というのは、科学的なことには全くもって無知で、新しいものを理解する能力に欠けています。もし、科学者が周囲の意見に耳を傾けて開発を行っていたら、いまだに飛行機もパソコンも世の中に存在しないと思います。医学的、科学的に進歩的な人が逆に世間を啓蒙していく立場であり、古い価値観や知識を変えることができない大衆の声に耳を傾けるべきではありません。科学の最先端で研究を行っている人はその技術を純粋に追求する権利があり、また保護されるべきです。研究に対して、厳しい制限をつけるべきではありません。

最近では、着床前診断を行った医師が批判の的になり、学会追放というニュースがありましたが、非常に 残念です。人々の幸せを追求した人を頭の固い古い考えの人が処罰するのは間違いだと思います。

整理番号193

私は、物理を専攻する大学生です。

ヒト胚の使用には賛成です。これから生まれるであろう命と現在生きている命の重みはやはり違うと思います。ですから、ヒト胚を用いることによって、ヒトの命が助かるなら是非この科学技術を用いるべきです。

人は誰でも幸福になる権利があると思います。この科学技術を用いて幸福になる人がいるなら是非用いる べきです。 科学は人類が存在する限り進歩します。どんなに愚昧な人々が反対しようとしても、進歩を遅らそうとしても。過去から現在に至る科学者達は、一生をそれぞれの研究に捧げてきました。それは、決して苦しいものではなく、彼らにとっては楽しくて楽しくて仕方がなかったことです。素晴らしい才能を持った彼らが新しいことを発見するたび、未来に至る何十億という人々が助かってきたのです。科学は愛です。科学者DNAを持った偉大な人たち。この人たちがいなかったら、現在の私達の生活はどうなっていたことでしょう。科学の進歩を止めたり遅らせたりすることは、愚かな人たちがすることです。これは犯罪です。科学の進歩を止めないで下さい。人類への愛である科学を止めなでください。

たいていの人々は、自分の想像以上の新しい科学力に直面すると恐れを抱きます。とてつもなくすごいので、自分には理解ができないので恐れが生まれます。この恐れは『無知』から来ます。おそらくヒト胚の利用に反対する人たちは、生命科学に『無知』な人が多いことでしょう。「生命の尊厳」「生命の萌芽」などと原始的なことを言って人類を無知と蒙昧の時代に引き戻そうとするでしょう。では「生命の尊厳」「生命の萌芽」とはいったい何なのでしょうか。彼らは説明できないと思います。なぜなら現代の科学でさえ、生命についてまだほとんどわかってないのですから。

日本は、経済的に見ても人材的に見ても世界でも優れた国の一つです。真の科学技術立国を目指すのであれば、政府もヒト胚の技術に反対すべきではありません。科学をもっと知り、科学者達をもっと信頼すべきです。

科学は進歩します。今この瞬間も、世界中に科学の助けを求める人々が待っています・・・。

受付番号194

この中間報告では「委員大多数の見解である」ことが結論の根拠とされているが、本質的な議論を回避したままなされた、このような理由づけは甚だ薄弱であると言わざるをえない。また報告書末尾の各氏の意見を読む限りでは、委員の「大多数」の間に一致した見解があるとは到底思えない。本中間報告には手続き的な問題も多く見られ、研究者の性急さしか感じられない。そのため「ヒト胚は尊重しなければならないが、難病で苦しむ人の「尊厳」を守るためにやむを得ず利用する」という本中間報告の枠組みも、詭弁であると感じられる。そもそも「難病の治療法の開発」が、ヒト胚の研究目的での利用を正当化するということは自明ではない。ヒト胚を使用することなく成人の幹細胞を使用すればよいという主張は多いが、現にドイツでは成人の体性幹細胞を用いた研究が主流になりつつあるという情報もある。しかし本中間報告ではヒト胚の使用を正当化する科学的根拠も十分に示されていない。

またこの中間報告では、ヒト胚の身分に関する本質的な議論を棚上げしたまま、その取り扱いの枠組みを定めている。本中間報告はヒト胚の位置づけに「検討を加え明確にした」とある。しかし本中間報告におけるヒト胚の位置づけは、「ヒト胚小委員会」や「ES細胞指針」でヒト胚に与えられた位置づけとは異なっているが、その理由も明確ではない。ヒト胚小委員会等でのヒト胚の位置づけは、「ヒト胚はそれ自体で意味を持ち、尊重されるべきもの、人の尊厳を持つもの」というものであった。一方、本中間報告では、ヒト胚は「人そのものではない」、それゆえに「それ自体に尊厳を持つものではない」とされている。本報告の論理では、ヒト胚を尊重しなければならないのは、「これを恣意的に乱用するような事態が生じれば、われわれの社会が人の尊厳という根本的理念を堅持していくことがきわめて困難となるおそれがあるから」にすぎないという、現に存在する人々の利益を中心に据えた功利主義的価値判断に従属させる見方である。このことは、ヒト胚が、「それ自体における倫理的地位」、つまり「尊厳」を欠いたものだと見なされていることを意味している。

以上より、ヒト胚の位置づけに関する本質的な議論を欠いた本中間報告は、ヒト受精胚の研究目的での作成、 ヒトクローン胚の作成、着床前診断といった事項の倫理問題に関して審議するレベルにまでは到底到達して いないと言わざるをえない。(以上委員会の意見を集約したものである)

整理番号195

「人間の尊厳」という概念は、そもそも比較を絶したものを意図していたはずである。尊厳とは、何らかの 有用性、価値では計ることのできないからである。財産、人種、職業、有り様など社会的価値、また有用性 では「計られない」ものを言うからこそ、「尊厳」なのだと思う。そして、可能的に人間であるヒト胚に「人 の生命の萌芽」があるなら、そこには「人間の尊厳」が認められるべきであろう。

では、人間の尊厳とは何か。シンポジウムで位田委員はそれ自体として「人間の尊厳」を規定することはできず、どのような場合にそれが犯されるのかによって判断されると述べたが、果たしてそうなのか。むしろ議論の基本となる「人間の尊厳」を規定できないところに、この委員会の弱点が露呈しているとすべきである。倫理、宗教系の有識者が島薗委員、鷲田委員の二名のみという状況では、果たして「人間の尊厳」の議論が十分にできたとは考えられない。

思想史の研究を通して、私は、人間の尊厳とはわれわれ自身が何かを「あなた」として経験する可能性のうちにあると考える。従ってヒト胚(ヒト受精胚、人クローン胚)であっても、その胚から将来「あなた」と呼びうる存在が生まれるのであれば、その胚をモノとして扱えないの

は当然である。一人称の「私」に対する「あなた」のかけがえのなさこそ、比較を絶した尊厳の基礎にある経験ではないだろうか。このような考え方に対して、対象化を基本とする科学技術が違和感を覚えるのは当然であろう。しかし、科学者もいちど一切の有用性、功利性を除外して、ヒト胚から自分の子供、孫が生まれる可能性を想像してみて欲しい。そもそも「胚」であろうと「胎児」であろうと、われわれが「あなた」と呼ぶ人間になる可能性を有している。その意味で人間になる可能性を有するものとしてのヒト胚に尊厳があるのは明らかなはずである。これが問題になるのは、再生医療と結びつけられることによる。しかし、それは考え方としては本末転倒ではないか。なぜ再生医療と結び付けて「尊厳」が論議されるのか。再生医療と結び付けて考えることではじめて、「尊厳」の有無、程度が問題になってくる。しかしそれはこの議論のあるべき姿ではない。(脳死がそもそも人の死であるのかどうかは、移植医療と無関係のはずなのにそうでない現状と同様である。)

ヒト胚を使うことで治療可能な病者の数が多いことは認める。それでも、だから「尊厳」がない、とか、 尊厳の程度が少ないなどという議論は過っている。さらに尊厳の議論をしてはならないということになると、 もはや暴論となる。人の尊厳を犯さないように「取り扱う」という意見も見られるが、具体的にはどういう ことか不明であり、現段階では詭弁にしか見えない。むしろ、正直に人間の尊厳を犯しているとすべきでは ないか。胚の「人としての尊厳」を「犠牲」にした上で、研究を遂行すると考える方がはるかに健全である と考える。われわれの社会がそのような例外を認めてまで難病治療に向かうかどうかを審議すべきではない か。

また『ヒト胚の取り扱い方に関する基本的考え方(中間報告書)』にはカトリックの見解が見られたが(13頁)、その典拠(教皇の回勅の価値も含めて)を示す必要はないのだろうか。またこれに対するヒアリングの意見もあったが(13頁)、それは一体誰の意見か、そもそも本当に傾聴に値する正確なものか。この辺りの手続き、吟味はそもそも大学生のレポート・レベルで要求されることである。一事が万事。政府の公的出版物が、このようなことを等閑にしてよいとはとうてい思えない。

整理番号196

結局のところヒトES細胞から得られる様々な恩恵を優先すべきか、人間の尊厳の始源として胚細胞をどこまで尊重すべきかの議論であったと思う。個人的な感傷的な意見を排除して考えると、私は前者を優先すべきであると思う。すなわち、ヒトES細胞を活用することにより、多くの人々を病気から解放することが、人間の尊厳を保つことになると信じるからである。

人類は、様々な物から薬を作ってきている。ゴキブリすら薬の原料になっている場合もある。それ程、病気は人類にとって重いものなのである。病気程人間の尊厳を損なうものはない。そこから脱するためには、ゴキブリでも喰ってしまうのが人間なのである。

現行の民法、刑法では出生によりヒトはどのように扱われているのであろうか?確か、刑法では出生によりヒトと認められているのではなかったのではないか。すなわち、刑法上では胎児はヒトと認められていないはずである。民法上では胎児はヒトと認められている。遺産相続において胎児はヒトとして保護される訳である。現行の刑法上で胎児はヒトとして認められていないことと、ヒト胚は「人の生命の萌芽」とする立場は、明らかに矛盾しているのではないか。

胚細胞を利用するに当たっては、ヒト受精胚を使用するのではなく、人クローン胚を利用すべきである。 人への臓器移植を考えた場合は、クローン技術を利用せざるを得ないからである。使用しなかった受精卵を 余剰胚として利用することは、人の尊厳を損うと考えます。余剰胚と言う言い方、そのものが人の尊厳を損 なっているような気がします。

整理番号197

私は幼少の頃からの家庭環境と職業柄、非常に厳しい現実の世界を目の当たりにしてきました。ですから どうしてもその壁というものを先ず考えてしまいます。

今回のシンポジウムを始め様々な講演は私にとって理想論であり、その差というものを皆様はどの様に考えておられるか?興味があります。

御意見よろしくお願いします。

整理番号198

中間報告書についての意見を述べる前に、パブリックマネージメントのあり方についてまずコメントをしておく必要があるだろう。パブリックインボルブメントがまず行政中心に、しかも霞ヶ関の官庁を使用して行われてきたことに第1の問題があるのです。なぜならこの様な場では権威的な行政サイド主導の議論の場が形成されてしまうからである。審議会方式の限界がここにあります。第2の問題はパブリックコメントのとり方が非常に限定的であり、他の政策の合意形成過程でとられている協議会方式や懇談会方式、又合意形成プロセスのマネージメントにより多数の場で多数の人が関わるような十分な時間と納得のいく合意形成と民主的な決定過程を経ていないことに問題があるのです。過少なパブリックコメントでパブリックアクセプタンス(合意)がとれたと考える行政サイドの民主政治を無視した現状の政策形成のあり方は日本の行政と政治のレベルの低さを世界にさらしていることになるのです。第3の問題は科学技術会議や倫理委員会、審議会のメンバーが民主的な方法では選抜されておらず、とても国民の総意に基づいた議論をしているとは思えないことである。こうした現状しか提供できない国民の血税泥棒達の行動は絶対に許されないのです。まだまだ問題はありますが、独立した第3者評価機関の設立が強く望まれていることには変わりないでしょう。

このように短いスペースでヒト胚の技術倫理問題を書くことは最初から無理なのであり、パブリックコメントをとりパブリックアクセプタンス(合意形成)をとれたと考える行政幹部のごう慢さはどうやって治療すれば良いのかまずそこから解決していかなければならないようです。

あえて私の考えを率直に申しますと、日本の歴史特に近現代史の視座から見ると民主政治のない官僚国家 日本は過去の戦争犯罪にあるように多数の過ちと罪を犯した責任を考えると日本はゆっくりとしたペースで 技術の許用を行う方が適切であろうと個人的に考えております。パブリックマネージメントもガバナンスも バイオエシックスも日本の現状ではまだまだレベルが低すぎて先端技術の是非をリスクも含めて適切に判断 できる状態にはないということだけはできるでしょう。

国民の意識が相互癒着構造を許さぬレベルまで成長させるような行政は脇役に徹していることが未来の日本が最も我々現在の日本に期待していることなのです。

整理番号199

ヒト胚のうち、ES細胞を生物学的・医学的研究に用いることに賛成である。ES細胞は、ヒト受精胚の余剰胚から作成されるものの利用と、Therapeutic cloningを認めるべきである。但し、ヒト胚を用いる研究には、報告書に述べられているように、胚が「ヒトの命の人としての萌芽」であることを研究者が認識し、かつ実効的な制度的枠組み内で研究が行われるようにすることが肝要である。研究機関内でのIRB審査のみならず公的な機関による審査(議事録は公開とする)を経た研究のみが行われるようにすべきである。
<理由>

従来の医療においても、たとえば救急医療などでは単なる生命過程への介入だけではなく、「死」から「生」へと復帰させる生命そのものへの介入行為がなされている。臓器移植にしても、「脳死」判断にしても「生命そのものへの介入」であろう。「ヒト胚への操作的介入」のみが「生命そのものへの介入」ではない。

従ってES細胞を用いる研究が人の疾病の解明・治療に有効であると判断される場合には、その研究は容認されると考える。

医薬品・医療器具の開発にはヒト臨床試験が必須であり、この人体実験はGCPの下で容認される。しかし、ES細胞を用いる研究は、これらのヒト臨床試験の前段階にあたる研究と位置づけられる。即ち動物試験とヒト臨床試験の橋渡しとなると考える。このことは、動物試験であらゆる試験を済ませて一このこと自体不可能ではあるが一ES細胞研究に取り掛かるべきとの結論にはならない。今迄の臨床研究・非臨床研究の経験からは、同時平行的に、step by stepで研究をすすめるべきである。

またES細胞を用いる研究を一括して「再生医療」と呼ぶのは乱暴である。個々の研究目的を明文化した上で審査された研究であれば、研究に伴う科学の密室性は解消されると思われる。

蛇足ながら、再生あるいはクローン人間に対する漠とした不安は、個体発生あるいは分化が正常に行われるか否かが分からないことによるのではないか(フランケンシュタインが生まれる!という危惧)。この不安に答えるのは、やはりヒト胚を用いた緻密な研究成果であろう。

日本の研究が一日も早く人類の医療に貢献するような研究体制の構築を願うものである。(終)

整理番号200

シンポジウムに初めて出て、驚きました。ヒト胚の研究を積極的に推し進めようという意見が、大勢を占めている様に感じたからです。

植物の遺伝子を組み込んだ豚肉の話をTVで観ましたが、体外受精もいつの間にかあたりまえになり、科

学の力で、ヒトは生命そのものを操作する技術を手に入れそうになっている、ということになりますが、そこまでふみこむ時には、哲学や宗教の観点が必要であると思われます。

ヒトは、何でも手に入れる事ができるのでしょうか。仕事柄、代替臓器があれば患者さんを助けることができる、ということは理解できます。しかし、極論を言えば、永遠のいのちはありません。いのちは作るものではなく与えられるものと思います。

整理番号201

研究用ヒト受精胚作成を簡単に認めてよいか?

通常、ヒト受精胚は、受精後1週間で子宮に着床しますが、その際に将来胎盤などになる外層(栄養芽層)と胚になる内層(内部細胞塊)に分かれます。内部細胞塊になる部分を培養して造るES細胞(胚性幹細胞)は、様々な臓器や組織に分化できる「万能細胞」であり、損傷した組織・臓器の復元や難病治療に使うことができるというのが、一部で強調されている「再生医療」の方向です。

しかしながら、ヒト受精卵は本来は子宮内で発育すれば、胎児を経て新生児になりうる「命」であり、「命」 の尊厳は尊重しなければならない。

・現状は、不妊治療の余剰受精卵利用での研究

これまで、ES細胞の研究は、不妊治療で出産の目的を遂げたカップルの同意を得て、提供された「余剰受精卵」を使ってきました。このこと自体も本当に原理的にどう考えればよいか議論が残りますが、余剰受精卵については、他の選択肢は廃棄しかないというのが、今の不妊治療の流れの中では現実であり、「ならば研究に」という説明はカップルに対して一定の説得力を持つものでした。

・ES細胞は「万能細胞か」?

ES細胞は、「どの組織・臓器にも分化していないが故に、制御すればいろいろな組織・臓器に分化させることができる万能細胞」と言われます。しかしながら細胞分裂や分化のしくみは生物学的に未解明な部分が多く、細胞も生命も依然として未知の宇宙です。しくみすら未解明ですから、それを完全にヒトが制御できる技術的水準に到達していません。ES細胞が培養過程で腫瘍(ガン)細胞化してしまうことも多いのが、現状です。研究の論理で考えても、まだまだ、始まったばかりの「余剰受精卵」を使い分化の制御という段階の基礎研究の段階ではないでしょうか?

「再生医療」においては体性幹細胞の利用の可能性に力を入れるべき

失われた組織や臓器の回復、難病の治療は、ES細胞抜きに不可能と言えるでしょうか?成人の体の各部には、血球の元となる造血幹細胞、神経の元となる神経幹細胞など「体性幹細胞」が存在し、それぞれの組織に分化していることがわかってきました。

成人の体の中に今も存在する体性幹細胞の制御のほうが、技術的に簡単であり、本人の治療に本人の体性 幹細胞を利用する方向ができれば、倫理的問題も伴いません。こちらの可能性に力を入れるべきです。

・一足飛びに「ヒト受精胚作成」に踏み込む必要はない。

今回の中間報告書では、「体性幹細胞」研究や「余剰受精卵」利用の現状を一足飛びに乗り越えて、研究 用ヒト受精胚を単独で認める「ヒト受精卵作成容認」が打ち出されましたが、「なぜ余剰受精卵ではだめで、 新たな受精卵作成が必要なのか」ということに関する十分な説明はありません。研究によって、ヒトになり うる受精卵の命を中断させることを本当に是としてよいのか、社会的議論がほとんどなされていません。そ のような段階で研究の世界の論理だけで事態が次々に進んでよいのでしょうか?一刻も早く議論を始めると ともに、現状では新たな研究分野(ヒト受精卵作成)に踏み込まず、従来の基礎研究を続けるべきでしょう。 (まず、この議論自体が多くの市民のほとんど知らない所で行われ結論が出されようとしていることに危惧を感じます。私も予備校教育で、患者の権利を求める会で、生物学や医学の初学者でも、生命倫理の議論の中身が理解できるように努力しています(まだまだ努力不足を感じてはいますが)。国・貴部会が、国民にわかりやすくじっくりと議論を続けられることを切望します。)

整理番号202

ヒト胚、つまり、クローン胚の取扱いについての意見ということで良かったと思いますが、クローン技術の活用はいかなる形においても反対します。やはり、倫理的に考えて、どうしても間違っていると思うのです。人は生まれもった姿でよい、ということを否定することになってしまうではないですか。そして、人は死なねばならないのです。勿論、私は人が苦しむのを望んでいるのでも、弱きは滅びるべきと考えているのでもありません。科学技術の発達によって、病気が治るようになることは、望ましいことですが、クローン胚を作る、ということは、最も、究極的に根本的なところに触れることであると思え、それはしてはならないと思うのです。自然に反する事は、すべきではないと考えます。様々な環境問題は、自然に反する所に、常にあることは明らかであり、人間の細胞をいじくることで、いつか何かの問題は生じてくるでしょう。詰まる所、科学者の好奇心の追求に他ならない行為であると思います。

整理番号203

私はヒト胚を医療などに活用することに賛成します。

私の人間が人間である事を証明する方法は知能のあるか無いかなので、知能が存在しないヒト胚は人間では、まだ、無いと判断するからです。受精卵だから人の生命の萌芽というのはおかしな話で、ヒトの卵だって十分に萌芽と言えますし、精子だって萌芽です。しかし、現実にはヒトの卵は毎月月経によってナプキンに落ちて駅のトイレのゴミ箱に眠ることになりますし、精子だって今までいったい何兆死んで言ったことでしょう。強姦によって出来た受精卵は人の生命の萌芽のくせに誰もが殺すことを是としている現実を考えると、人の生命の萌芽である受精卵には、それほど大した重要性は無いのではないでしょうか?愛し合う2人の間に出来た受精卵こそ「人の生命の萌芽」であって、求められなければタダの邪魔な生命の萌芽でしかありません。

それに、現在臓器が足りなくて死ぬほど苦しんでいる人に、「倫理的問題があるからあなたは苦しみ続けてね。」とはどうしても言うことが出来ません。

整理番号204

ヒト胚に関する検討においては、クローン技術規制法制定時前後での議論の推移を見逃してはならない。 平成11年11月の科学技術会議生命倫理委員会クローン小委員会最終報告書は「ヒトクローン胚の研究は、移植医療等に有用性が認められる」とした。平成12年3月の最終報告書「ヒト胚性幹細胞を中心とした人胚に関する基本的考え方」は、「医療や科学技術の発展に重要な成果を生む場合、適切な規制の枠組みの下、一定範囲で許容されうる」、「原則禁止とすべきであるが、科学的な必要性がある場合に限り、個別審査で妥当性を判断する余地がある・・・その規制の枠組みはクローン固体産生を禁止する法律に位置づける必要がある」とした。国会においては、クローン技術の規制に関して、第143回国会衆議院科学技術委員会参考人質疑、第147回国会衆議院科学技術委員会参考人質疑をする。そして平成12年10月の第150回臨時国会に内閣再提出の法案は、両院で審議を経て、11月30日に成立し、12月6日に公布された。平 成13年11月18日、総合科学技術会議は「特定胚の取扱いに関する指針に関する答申」で、「特定胚を 用いた研究は、再生医療への応用やミトコンドリア病の予防・治療に資するなどの医学上の有用性も想定され、ヒト受精胚からのヒトES細胞の樹立についても厳格な枠組みの下に特定胚の研究利用を認めることも 考えられる。」との前提を明示している。

当初より、クローン技術のヒトへの応用に関して、医学研究目的のヒト胚とクローン個体を峻別する議論がなされている経緯を見逃してはならない。

当然に『クローン技術規制法』において、「人クローン個体」の産生を禁止した上で、再生医療研究目的の「人クローン胚等」を敢えて「特定胚」と称し、その取扱いについて同法4条により指針を定めたのである。再生医療研究目的の「人クローン胚等」の作成を禁止する目的で立法されるならば、「特定胚」に関する規定は存在する筈がない。よって、『クローン技術規制法』の立法趣旨には、当然に「人クローン胚」作成は当然に含まれるのである。

最後に、当該医学領域の研究には、ヒトES細胞、組織幹細胞そして、人クローン胚を三位一体にする研究でなければ、それらの有効性と安全性の評価はできない。議論の推移と法の趣旨からも鑑み、人クローン胚を使用した医学研究を解禁されたい。

整理番号205

平成13年9月に脊髄に腫瘍ができ、脊髄内出血海綿状血管腫という病気になりました。下半身麻痺になり、車椅子生活になりました。手術で腫瘍は取りましたが、痛み、シビレ、麻痺がのこり、下半身に感覚がない部分もあります。こういうみじめな思いをしてまで生きたくない「自殺したい」と考えたこともあります。

しかし、自分で飲食店をはじめて5年目でしたので、借金が2億円近くありましたので、痛みをこらえて 仕事をしています。そんな時、「ヒト胚」の事をしりました。これで自分の病気も治るんじゃないかと思い 仕事にがんばっています。

ぜひ「ヒト胚」研究をされて医療に役立ててほしいと思います。私も「ヒト胚」で身体がなおったら、仕事、家庭、地域の為にがんばりたいと思います。

ぜひ「ヒト胚」の研究をされて医療に役立てて下さい。

整理番号206

腕や足、その他いろいろな臓器、器官を病気や怪我で無くしたり、正常に機能しない人々が大変多くいます。その人たちは1日でも早く臓器をもらい、元の健康な体に戻りたいと望んでいます。人としてごく当たり前、自然なことです。幸福でありたいという基本的な権利です。

今まで科学が未発達な時代は方法がありませんでした。しかし、科学は日進月歩の状態であり、今や科学的な解決方法を人類は手に入れました。臓器移植です。他人からの臓器移植は拒絶反応があります。ES細胞を利用し、自分のDNAで臓器を作れば解決できることがわかってきました。

今までの伝統、習慣、常識、考えに囚われている人は未知のことに恐れを抱きます。未知なるものが、たとえ人々に幸福をもたらすものであったとしてもやはり恐れるのです。多くの苦しみや問題があるにもかかわらず、原始的な状態に踏みとどまろうとします。

歴史的に言えば、解剖による外科手術に当時の人々は、恐れ、不安を抱き、猛反対しました。輸血という 方法やワクチンに対しても反対しました。体外受精にも猛反対しました。しかしどうでしょう。今はこれら によって多くの命が救われています。人々はこれらの科学的方法を理解し、受け入れています。

科学は人の幸福のためにあります。いや科学こそが人々に幸福をもたらしてくれるのではないでしょうか。 どうか科学の研究を止めないでください。科学から目をそむけないで、正面から向き合ってください。病気 や怪我で苦しむことがない未来のことを想像してください。どんなにすばらしい世界になることでしょうか。 想像や夢は必ず現実にできます。

整理番号207

もっと幅広い国民の意見を踏まえて、議論すべきである。

- 1 専門調査委員会の人選の理由とその経過を公開し、生殖医療の研究者とその関係者だけでなく、社会の 各層から代表を募り国民的議論をすべきである。特に、ヒト胚の作成のための卵子の提供者である女性や出 生前診断の対象となる障害や病気の当事者の意見を代表する委員がいないのは、公正さに欠けている。
- 2 「重篤な遺伝疾患p. 21」というのは具体的にどの疾患を指すのか?障害や病気の重さの受け止め方は社会のあり方によって変化するものである。羊水を用いた出生前診断によって中絶の対象となることもあるダウン症の学生たちが、私の勤務校に元気に通い、真面目に勉強している姿を見るたびに、生殖医療関係者の障害者に対する偏見を感じる。また子育てをするのは主に母親であるという認識に男女共生参画社会に逆行する意識を感じる。
- 3 中絶よりも着床前診断によって胚を廃棄することで母親の心理的、身体的負担を軽減できるとされているが、その根拠になる調査はなされたのか?排卵誘発剤の副作用による死亡や疾患も加味すべきである。
- 4 シンポジウムでの説明や資料では再生医療が必ず実現するかのように表現されているが、成功の見込みや ES細胞のガン化の可能性などのマイナス要因には触れられていない。第三者による公平な観点からの説明 に欠ける。
- 5 今回のパブリックコメントの募集期間は他の政府機関や以前に比べて長くなったのは評価できる。しかし、一般の人に周知徹底されたとは言えず、HPや墨字による報告書は、特に視覚障害や知的障害を持つ人々のアクセス権を奪う結果となっている。もっと発表形態を工夫し、誰もが意見を出しやすいシステムにするべきである。また応募意見をどのように取り扱い、どの程度参考にしたかなどの経緯を公表すべきである。

整理番号208

胚、つまり受精卵は生命そのものであると考えます。そして、人工授精で使われなくなった受精卵(余剰胚)を研究のために利用することは、ある視点からするとその生命を無駄にすることがなく、別の視点からすると、もしかすると個体になる可能性を秘めているということから、どのような線引きで利用を許可すればいいかが重要であると言えます。また、研究を目的としたヒト胚およびヒトクローン胚の作製は、「最終的には殺される運命の生命を作り出す」ことに相当しますので、現時点では禁止されるべきと考えます。そして、人工授精の過程で作製する胚の数も、必要最低限量を決定してそれ以上は作らない、つまり「余剰胚」を作製しないよう努力するべきだと考えます。

最善を尽くした上での「余剰胚」の利用について、どのような規制がなされるべきかを考えたとき、①ヒト胚でなければできない研究にのみ利用を限り、代替が可能なときは実験動物由来胚を用いること、②利用される研究目的、内容、方法、結果などの情報が公開されること、③大前提として、「余剰胚」を提供していただく際には、デメリットを含めたインフォームドコンセントを行うことなどが必要であると思います。ヒト胚は、再生医療の研究を中心に需要があるのでしょうが、実験動物レベルで一体どこまでできているの

でしょうか。例えば、マウス胚から神経細胞、皮膚細胞といった分化ができているのか、さらに、肝臓や心臓といった組織への分化ができているのか、また、分化した細胞、組織を用いた移植試験はできているのかという疑問があります。そして、今現在、ヒト胚を用いて研究されているグループがありますが、一体どれほどの管理がなされているのかさえわかりません。

これまで、脳死問題を含め、人工授精、出生前診断、遺伝子組み換えなど様々な問題に直面したものの、結局うやむやのままで流されています。今回のヒト胚の利用とヒトクローン胚の作製に関する問題を機に、何らかの規制などで日本国家としての生命倫理の方向性を早急に決定するべきであると考えます。生命の始まり、そして終わりをいつにするのかは国民一人一人異なるため、全ての意見を一つにまとめるのは不可能です。そして日本は多神教国家であるため、「絶対的な」物事の判断を避けがちでありますが、だからこそ、様々な意見を取り入れて歩み寄る可能性を大いに秘めているとも考えられます。命について、一人一人が深く考え、追求するべきではないでしょうか。

整理番号209(連名2名)

ヒト胚の研究する機関を世界に一つに限り、その研究所も世界に一箇所に限る。その研究所には世界中から公平に研究者を集め、グローバル的に意見を採用しなければならない。また、その研究は『医療のため』だけに限り、それ以外の研究(例えばクローン人間の作成など)を行った場合、直ちに研究を打ち切り、解散させる。その場合はもう研究はできない。(法で決める)

研究の際、世界中の人間が分かるように専門的用語を使わず、わかりやすく研究内容を公開することを義務付ける。(月一度、かならず経過を発表する、など)

整理番号210(連名2名)

私達はES細胞を人が取り扱う事に対して反対だ。

まず人が多かれ少なかれ生命を支配していいのか疑問が残る。人は生まれてきたものを運命として受け取らなければいけないではなかろうか。

次に神と人間との境目が曖昧になるという事だ。キリスト教の教えを説く学校に通う私達としてもこれは 興味深い話だ。もし人間が生命を支配できることになったら、「神の存在意義=人間の創造」がなりたたな くなり、神の信じる意味がなくなる・・・

以上の意見から私達はES細胞を取り扱う事に反対する。

整理番号211(連名2名)

私たちがこの問題に戸惑っているのは受精卵を「一人の人間」になるべきものをどのように位置付けしていくかという点である。

しかし、私たちは今生きている人間を最優先に考えるならば、ヒト胚の実験は受精卵の持ち主である人の 理解と同意があれば行ってもよいのではないかと考える。

なぜなら、世の中には実験を必要とする人がいるからだ。

実験を行うことによって本来捨てられる運命にある受精卵が新たに別のかたちで人の命を救うことになるか もしれないからだ。

整理番号212(連名2名)

宗教や生命論理学に基づき、ヒト胚を人間として認めるという問題は、個々が考えることであり、実際、患者側は、必要としている現状がるのだから、このまま研究を続け、実現させてほしいと思います。ヒト胚を壊してES細胞を取り出すことが背徳となると考える方々は、それでその考えを通せば良いと思うし、それよりも治療できるということの方が大切に思うなら、有効に活用して、一人でも多くの患者さんが救われれば、それで良いのではないでしょうか。現在研究に使われている受精卵も、体外受精の時に不要となったもので、捨てるよりは、これからこの研究の成果によって救われる人々のために役立てる方が、それらの生命のためにもなると思います。

医学の発展に犠牲が伴うのは必然で、これまでも、多くの生体実験の積み重ねによって研究が進められてきました。しかし、その結果、それらの実験の甲斐あって、数々の難病を医学で克服できるようになってきました。だから、今回のES細胞を利用する治療法も、実現できたとき、失われた犠牲に匹敵するほどの人々が救われることになると思います。

宗教や、道徳について考えることも大切ですが、それよりも、今この研究の成果を心待ちにしている患者さんが数多くいることを、第一に考えるべきだと思いました。

整理番号213(連名2名)

今は一つの答えは出せないと思う。受精した時点で人間として認められ、扱われるべきである。胚を犠牲 にしてまで医学、医療の発達が必要なのかは分からない。

様々な問題がある今はしっかりと世界規模で話し合うことが何よりも大切だと思う。今すぐに結論を出すのは難しいと思います。臓器移植を待ち望んでいる人や難病の人の現状をニュースや新聞で見かける事があります。そういう人達を救える可能性があるES細胞は科学の発達によって生み出された素晴らしい技術だと思います。しかし、人口的に操作するというのは少し抵抗を感じます。人の手が加わり運命を操作するのは、生態系が乱れたり様々な問題が出てくる気がします。

整理番号214(連名2名)

私たちはヒト胚細胞について生物の授業で初めて存在を知りました。中間報告を読ませていただきましたが、あまりピンとこないものも多くありました。新聞の切抜きを集める課題が授業ででたのですが、記事がほとんどなく、もっと世の中に知らせるべきだと思いました。そして、メディアなどを通して伝える場合も分かりやすく説明しないと、国民の意見も中途半端なものになってしまうと思います。

私たちが今得た知識の中で思ったことは、倫理的な面から考えると、人の命を簡単に扱っていいものかと思いますが、やはり今後の医療開発に貢献できるのならいいと思います。ただ、研究だけとはいえ、研究を進めていくということはいずれもっと先に、クローン人間ができる可能性も出てくるので、慎重に決めていかなければならないと思います。すべての人が納得のいく結論を出すというのは難しいかもしれませんが、できるだけ多くの国民の意見を取り入れ、決して、何かの利益目的にはならないことを願っています。

整理番号215(連名2名)

患者の病気を治すための医療の発展にES細胞を使うのは良いことだと思いますが、クローン人間を作るために細胞を使って不死身な人間を作り出すのは、生態系を崩す元になるのでするべきではありません。本当に必要な事にだけ使い、決して乱用すべきではないと思います。医療の発展のしすぎが、必ずしも人間に良い影響を与えるとは限りません。宗教的には「人間は、受精の瞬間から人間として尊重され、扱われるべきである。」と考えられていますが、細かいことに拘っていては何も進歩しないと思います。ですから、場合

によって使うか使わないかを判断するべきであると私たちは考えます。

整理番号216(連名2名)

私たちは、ヒト胚を研究に役立てることに賛成です。でも乱用されたりするのではなく、そのヒト胚の両親の承諾を得て、ヒト胚を取り扱う研究者・医者も命の重さを感じ、重要なものとして取り扱うべきだと思います。そのためにはヒト胚を扱うための国際的な法律や規制が定められるべきです。その新しい法律を作るためにも、将来不妊治療や難病に苦しんでいる人たちを救うためにも、この研究は進められるべきだと思います。一人一人がヒト胚に対して正確な知識を持ち、ヒト胚を無駄に扱うようなことがなく研究が進められれば、将来良い結果が得られるのではないでしょうか。

整理番号217(連名2名)

私達はヒトES細胞の利用は、人間による生への介入と言ったような倫理問題に触れる事ではないと思うので、今後の医療等で積極的に利用すべきだと思います。なぜなら私達はヒト受精胚自体、「物でも人間でもない生命の発芽」とは考えておらず、「モノ」だと考えるからです。ですから、今まで治療法がなく難病に苦しんでいた人々や、その他必要とする人にES細胞を使い助けてあげたいと思うし、今現在生きている人間の方を考えるのが本当だと思います。しかしこの細胞が多使用され、将来的にその延長で人間の生命を作り出すようになるのはいけないと思うので、絶対に医療の範囲を抜け出さず、人を助ける真摯な気持ちで利用してほしいと思います。

整理番号218

私はES細胞の研究に抵抗を感じます。ES細胞の研究は難病やその他の病気の治療法の際、被使用者に対してかなり安全なものであることは分かります。そして、これからの生物化学、また医療の発展に大きな功績をしてくれるでしょう。しかし、私たちはそれを小さな世界、日本の中だけの問題として考えています。日本だけではなく、世界の意見ももっときくべきです。なぜなら、この問題は今はまだES細胞のみの範疇に留まっていますが、後にクローン人間の研究の問題に発展してくるのは、目に見えて分かっているからです。私たちは、今あるES細胞の問題だけでなく、その先をも見通した話し合いを進めるべきだと考えます。そうなると、人間誕生の鍵も私たち人間自身が握ることになってきますが、既にそれは私たちの手を離れ、神の領域のことです。私たちは、宇宙の中では塵にも等しい存在なのですから、神の領域に手を伸ばすことはしてはいけないと思います。中間報告には、ヒト胚細胞が「人としての尊厳をもっているか、否か。」という疑問が見られましたが、その前に「人は人として生まれ、死んで行くべきではないのか。」という疑問をなげかけます。

整理番号219(連名2名)

私達は、ヒト胚性幹細胞の作成に反対する。

不妊治療に使われる余剰胚を培養し増殖させたヒト胚が再生医療に使われることは、良いと思う。しかし 誕生以外の目的で受精卵を作ることには抵抗を感じる。このように作ってしまうと、人間を材料と見る危険 が生じるからだ。人の命が道具化、手段化されてしまい、軽視される事はあってはならない。パーキンソン 病などで苦しんでいる方々は再生医療への期待を膨らませているだろう。しかし、私達は「生命の萌芽」を 実験材料として使うことに反対する。

整理番号220

現在日本にも難病に苦しむ人がいる。そのような人々にとって、現在囁かれているヒト胚治療の話は、希望の光となっていることだろう。治療困難とされているパーキンソン病などの難病が日本に存在している以上、今のままではなく、医療技術を発達させる必要がある。ES細胞の作成が技術的に可能になっているのなら、少しでも進歩させるべきである、と私は考える。また、現在この問題について国内でも意見が分かれているが、なぜ作成に踏み込めないのか、明確に表すべきである。実際に国民も「クローン人間は気持ち悪いから嫌だ」といった程度で、浸透していない情報も多く、これでは国民の大多数に納得を求めるのは不可能だ、ということも批判したい。クローン人間が現れることに抵抗もあるが、難病で苦しむ人々のことも考えて、先に踏み込むべきだと思う。

整理番号221

ヒト胚性幹細胞の研究は、確かにこれからの日本国民の健康や福祉の向上に多く貢献するかも知れない。 体外受精を生殖補助医療として容認することによって不妊患者の精神的苦痛や経済的苦痛を取り除き、また、 難病研究に役立つとなれば、その存在の意味を大きく果たすといえる。しかしこの細胞が国民の体内で使用 されるようになり様々な治療に用いられるようになれば、その危険性は非常に高い。「人間」は色々な偶然 が重なり合ってこの世に存在しているのであって、それは死ぬときも同様だと思う。もしかしたら何かの病 で、何かの偶然で、短い命を落としてしまう事もある。それは本人や遺族にとったら納得できない事であり、 一時でも長くこの世に存在していてほしいと願う事も当たり前である。しかし人間が人間の命を支配するよ うになれば、数々の偶然を経て奇跡的に誕生してきた生命の尊厳が薄れてしまう気がする。医学の発展は様々 な人間の命を救ってきた。ES細胞の100%の安全が確認され、それが次の段階の医学発展につながるのなら、 もう少し時間をかけて慎重に研究を進めてほしいと思う。

整理番号222

私達は遺伝子細胞の研究に賛成だ。

第一に、今問題になっている動物の絶滅問題を解決することが出来る。絶滅した生物の細胞からまたその 生物を復元させることができる。例えば、今話題となっているのがマンモスのそれだ。

第二に、植物を多量に作ることが出来る。

最後に、もしこの研究が将来成功したとすれば、病気の器官を、移植を待つことなく、新しいその人自身のものにできる。この場合のメリットは、現在移植はドナーカードからによる他人の臓器を提供してもらうしか方法がなく、それは提供を受けれる確率がまだまだ低いことや、仮に移植ができたとしてもその後、副作用が出るなど適用が難しい。

それに比べ、ES細胞による移植なら、自分自身に合った細胞から作るので、高確率で適用される。

ただし、上記に記したことは確実にES細胞が求められているものに変化できるという水準にまで達してからの場合のみである。

また、その研究について、今問題になっているヒト胚受精卵についてだが、まずはヒト胚受精卵を使用するのではなく、ヒト以外の動物や植物の受精卵を使って研究し、それが全て成功するようになってから、ヒトでの研究に移るべきと考える。

そうした時に私達は、ES細胞の研究に賛成である。

整理番号223

1. 「人の尊厳」という語について。

報告書全体に頻出する「人の尊厳」という語が定義されておらず、異なる意味の「尊厳」が明確に区別されることなく併存しているように見える。したがって各委員の間に共通理解が成立しておらず、「委員個人意見書」においても、「人の尊厳」以外に、「「生命の萌芽としての胚」の尊厳」(垣添委員)、「生命の尊厳」(島薗委員、高久委員)、「人間の尊厳」(高久委員、町野委員、鷲田委員)が、それぞれ異なった意味で用いられている。とくに、「幸福追求権」や「恩恵」を理由として、「人の生命の萌芽」であるヒト受精胚の手段化・道具化が許容される(「人の尊厳」という根本的理念は堅持される)とする報告書の見解は、「個人(人格)の尊厳」――基本的人権および諸権利の基盤――と「人間の尊厳」――「手段化・道具化・商品化の禁止」、「代替不可能性:唯一生・固有性・かけがえのなさ」、「比較考量不可能性:他の価値・利益との優劣関係の排除」が含まれる――との混同があるように思われる。「尊厳」概念の基本的な定義・分類(例:「生命の尊厳」「人間(人)の尊厳」「個人(人格)の尊厳」の区別とそれぞれの説明)をした上で、論点を明確化することが必要ではないか。

2. 着床前診断について。

親の「幸福追求権」や「負担の軽減への配慮」に基づいて遺伝性疾患を受け継ぐ「異常胚」の廃棄が行われるとき、その個別的判断が「障害者は存在しない方がよい」という価値観や「優生主義」「生命の価値による選択」を支える価値観と容易に切り離すことができないということにこの問題の難しさがあり、この点への考慮が不十分な報告書の内容は説得的とは言いがたい。勝木・島薗両委員が指摘するように十分な議論が行われたとは思われず、ヒト胚の取り扱いとは独立した問題として、出生前診断・選択的中絶と合わせて関係学会や当事者も含めた徹底審議が必要と考える。

整理番号224

生殖医学と医療に永年携わってきた者の一人として、現場の立場から以下の2点について私見を申し上げたい。 1 ヒト受精胚の倫理認識

ヒト受精胚に対する倫理認識は生殖医療と医学研究の倫理の根幹に係る命題である。形而上的な価値観に基づく倫理認識だけでは律し難いので、生殖・発生生物学的知見に基づいた倫理認識の導入も併せて要請されると思われる。

- ★ 体外受精・胚移植の登場以来、四半世紀の間の生殖補助医療技術の発展の礎となった臨床研究は、自己 同一性をもったヒトにまで発生学的に達していない前胚pre-embryoという生命体に限って研究対象とすることは、倫理的に許されるという認識のもとに進められてきた。前胚に対するこのような理解は、多くの体外 受精実施国で共通している。
- ★ 「人の生命の萌芽」との倫理認識は、人間の尊厳を生命倫理の基本とするとの考えから導かれた表現として実体を理解し易く適切である。胎児や胚に対しても本来なら生命体として人命と同格のあるいはそれぞれ固有の、例えば胚の尊厳といった倫理価値が与えられて然るべきである。「生命の萌芽」との倫理認識に止めたのは、生命体として必ずしも体外生活可能な胎児や新生児と同格でないとの意味が含まれていると解釈される。
- ★ 人間の尊厳は、個としての人間にa prioriに与えられた唯一無二の絶対的価値であるとする考え方で、時空を越えた普遍的な倫理の原理といえる。人間の尊厳とは、individualityを備えた個としての人間と、

identityを備えた種としての人間という二重の尊厳と私は理解している。この尊厳を冒す如何なる医療技術も許されない反面、尊厳を保障し助長する医学的介入は許されると考えたい。

- ★ 個としての人間の尊厳について、個体発生のプロセスにおける生命体に対する倫理認識は固定した不変のものではなく、発生段階に応変の倫理的価値を設けることができるのではないか。個の形成は、胚性幹細胞から生殖幹細胞への分化に始まり、配偶子形成から受精・着床・胎内発育・分娩を経て完結する。生命の誕生は連続的事象であり、いずれの段階でも生命体としての客観的価値は、自然淘汰が介入するため不変ではあり得ず、相対的といわざるを得ない。ただし、客観的価値は必ずしも倫理的価値を意味しない。
- ★ 種としての人間の尊厳は、系統発生的な種の保存を意味する。種としての人間は120万年位前に確立されたと言われ、生殖系列細胞を通して累代温存されてきた。生殖系列細胞は胎生の極めて早期に体細胞から隔離され性腺の中に温存されている。この細胞もまた種としての人間の尊厳の担当細胞として応分の尊厳が与えられなければならない。
- ★ 現実の医療現場では1日も早く新しい治療法の展開を待ち望んでいる難病患者や不妊患者がいる。しかし、人間の尊厳と人間の幸福とが相容れない事態に遭遇することもある。人間の尊厳も人間の幸福もともに医療や医学研究の最終目標である。だとすれば、生命の絶対観sanctity-of-life viewに対し、人間の幸福を尊厳の構成要素または属性であると限定的に認める相対観quality-of-life viewを前提として、人間の尊厳保持のためにも医学研究と医療技術を推進しなければならない。
- ★ このような相対観に基づけば、ヒト受精胚は前胚期の婚姻内余剰胚(この訳語は倫理的に妥当とは思えない)に限って研究目的に使用することは倫理的に容認できる。しかし、研究目的といえども婚姻外ヒト受精胚を作出することは許されない。

2 人クローン胚と生殖医療

クローン技術は再生医療に新しい治療の展望を拓くとの期待が大きいが、生殖医療への応用はクローン人間 の作成と短絡され、科学的にも倫理的にも正当な評価を受けていない。

- ★ 人(体細胞)クローン胚とヒト受精胚とは生物学的に同格であるが、倫理的には同格とは言いがたい。ヒト受精胚は有性生殖胚であるのに対し人クローン胚は無性生殖胚である。有性生殖は人間の尊厳の本質的な属性であり、クローン胚に生命の萌芽という倫理的位置づけはできない。従って、人クローン胚を再生医療の目的に用いることは倫理に反しているとはいえない。細胞療法に必要な自己ES細胞が自己クローン胚経由のみでしか樹立可能でないとすれば、自己クローン胚の作成も許されるのではないだろうか。
- ★ 人クローン胚を生殖医療に応用することの倫理的妥当性は、生殖の尊厳という理念の下に判断されるべきである。生殖の尊厳とはまだ確立した概念とはいえないが、人間の尊厳の重要な属性のひとつであり、有性生殖の摂理に則った生殖医療であること、人間の尊厳を冒涜するような生殖行為や医療をしないこと等の倫理規範と規定したい。
- ★ ヒト受精胚から作出できる「ヒト胚分割胚」と「ヒト胚核移植胚」はいずれも特定胚と指定され、不妊治療の目的といえども、その作成は文部科学省の指針で禁止されている。その主な理由は人為的に一卵性双子を造ることは、クローン人間を造ることになるからで当然である。生殖医療技術としても評価できるほどの期待はもてない。
- ★ 生殖補助医療を目的としたES細胞も、individualityを備えたES細胞という意味で自己ES細胞であることが必要で、特定の患者のクローン胚を出発点とすることになる。これはクローン技術規制法で禁止されているので、非自己ES細胞が再生医療に役立つことが生命科学的に証明されたとしても、生殖医療のための自己ES細胞の樹立が倫理的に許されるか否か、今後の検討課題である。

★ 絶対不妊である性腺形成不全や重篤な配偶子形成障害に対し、遺伝的実子を得る唯一の治療法は配偶子創出である。この方法は卵子提供と体細胞クローン技術を必要とするが、有性生殖という生殖の尊厳に叶うので、体外受精先進国で動物実験が鋭意進められた結果を踏まえて、臨床前研究もすでに開始されている。この方法は生殖補助医療に新たな革命をもたらす可能性が大きいので本邦でも早急に対応する必要がある。生命科学の進歩を適正に医療の現場に還元するため、また新しい治療法の開発研究のため、科学的評価と倫理的妥当性を考量する独立した常置機構の不断の専任活動が不可欠である。その設置は今日と明日の本邦の医療と医学研究にとって極めて重要な意味をもつと考える。

整理番号225

研究は果敢に一人の道を外さずー

夫とその父、又その母親と三代に渡って苦しんでいる患者の家族として、東京会場で二番目に手を挙げて、 発言した者です。

私は、4度受胎をしましたが、生憎二人しか子供を出産できませんでした。事情は、どうであれ、顔を見せてくれた子供達は可愛く、一心に育みますが、出産(不幸に)に至らなかった事柄には、いつまでも哀しんでいたり、厭うたりする暇もなく。顔の揃っている家族だけは、一生懸命に生きなければならない。そんな時代でした。生きているからこそ人間なのです。

生まれた子供は健全で、健常者として成人して欲しいのです。又幸福になってもらわなければなりません。

女は、自分の子供達には自らの生命をも投げ打ちます。何時も。何処ででも。

ダウン症の子を持つ母親の会で、その自分の子供がダウン症であったからこそ、自分はその子から他者とは異なる幸せを授かったと云った人がいましたが、それは我が子が不憫で、母親が先に死せば、その子供の将来を案ずるあまり、からか、愛おしく可愛くって仕方がないと云う風でした。しかしそんな人でも他者のダウン症の子は、唯の可哀想な患者にすぎません。誰だって健常者が羨ましいのです。私には、そのように云っていた母親は負け惜しみを云っているとしか思われませんでした。最先端の出生に関わる技術で、我が子と同病の患者達がゼロに近ずくことが恐ろしいのです。自分の子供が人間として否定されてしまうのではないかと心配しているのでしょう。その気持ちは、私にも十分に理解できます。

私の夫は、中年になって小脳脊髄変性症と云う疾病を得、今、一人では立つことも歩く事もできません。 その夫はヨチヨチ歩きの赤ちゃんや、よぼよぼ一人で散歩する老人を見ると羨ましく、腹立たしくって仕方がない。と云います。

10年程前、夫を私は同病の人達の"患者と家族の会"を立ち上げ現在に至っています。

愛知県には医師会の援助の下、難病相談室があり、立派な活動を致して居りますが、多種類の多数の難病 患者にはとても対応はできません。

人としての形態のさだかでないヒト胚の人間としての尊厳をあれこれ云う前に、女が一生懸命育み成人とさせた男達をどうして簡単に、他国の戦地へ送り出すのか・・・等もきちっと問われなければなりません。派遣された人達や、その家族達の人権や尊厳は一体、どこへ行ってしまったのでしょうか。"ヒト胚の尊厳"あれこれを云う人々は、何故戦場へ生身の人間を出すナ!!と叫ばないのでしょう。彼らは、ちゃんと生きている、血の通っている人間なのです。我々と同じ日本国民なのです。

私の夫の主治医は、確実に治療の方法が無い現在、娘達が保因者であるなしの血液検査をする事には当然 反対です。 ヒト胚研究にあれこれ難点を並べるパネラーの一人だと思われましたが、私の発言に保因者であるか否かは、血液検査をし重篤疾患であれば、生み分けをする事が許可されているから・・・と答えられましたが。

お見合いの席上、そのような条件を持つ身であることを白状し、相手に同意を得られるとでも思う程に、 その発言者は世間知らずなのでしょうか。もしその人の子息が、そのような場に出合ったとしたら、そのパネラーはどのような態度をお取りになるか・・・想像は難しくありません。予想は誰だってできます。

難病者を身内に持った家族は、家庭介護の美名の下、他の健常者家族が楽しむ人生を諦めなければならないのです。人は患者家族である他人にそれを強制してはいけません。

誰もが、そんな不幸や苦しみから逃れたいのです。多くの患者とその家族は、人様から厄介者として・・・ 評され働く職場を追われ、経済的、肉体的、精神的重荷を負い社会の片すみで生きなければならないのです。 患者はもとより家族もが死を考え、生命を断つことも、しばしばです。

難病者のDNAを次々と次世代に生み継ぐ患者家族の生きる事の悲惨、残酷を どこかで断ち切らねばならないのです。

私の娘達はその決断をしようとしているのです。私達の家系を断ち切ろうとしているのです。一個人にそんな選択を・・・背負わせる事は絶対に許されない。と私は考えます。

何としても、研究は人の道を外れる事なく、果敢に取り組んでもらわねばなりません。

私共の苦しみや哀しさを世間にも理解されなければなりません。

次々と兄弟姉妹が発症する例。親から子へと遺伝する例。離縁を余儀なくされ、バツイチとなった娘と孫 の顔を見たら悲嘆に暮れる老いた祖父母(患者)。

薬品による完治が不可能である患者の唯一の方法が、ヒト胚の研究によるものかと思われる今、これが金儲けの手段となることなく研究が進められることを。完治の日が早からんことを願ってやみません。

整理番号226

私はキリスト教徒ですが、カトリックではないのでカトリックの教義に拘束されることはありませんが、 ヒト受精胚に関するカトリックの考え方は妥当なものであると思います。生殖補助医療・難病治療の領域でいかに有用であろうと、新たな生命を作り出し、それを材料として研究・利用することが、果たして許されるのでしょうか。

現在日常的に行われている人工妊娠中絶は、どう考えても殺人です。胎児を殺すことも、乳児を殺すことも、大人の人間を殺すことも、様々な事情があるにせよ「一つの命を人為的に破壊する」という点において変わりはありません。中絶への罪悪感が麻痺した時、人間は中絶胎児の遺体を物であるかの如く扱い利用し始めました。

小さな生命に対しての尊厳を失えば、いずれ今この世界に生きている人間に対しての尊厳も失い、巡り巡って私たち一人一人にとって好ましくない社会が到来することになると思います。

人クローン胚に関しては、このような不自然なものを作り出すべきではないと思います。人の卵子は、人間の命の根源であり、何か別のものを作り出すための材料であってはならないと思います。

私は、ヒト受精胚から現在生存している人間まで、同等の尊厳を持って扱わなければならないと考えます。 現在生存している人間に有用なら、まだこの世界に誕生して来ていない人間に対しては犠牲を強いることが あっても已むを得ないという考え方は、優生主義に繋がり危険です。

ヒト受精胚から現在生存している人間まで、その存在価値に優劣を付けられることは出来ず、ましてやある一箇所を指し示して、ここから先が人間だなどと線引きする事は不可能です。人間の一生は、受精の瞬間

から死までを一連のものとして考えることが最も簡潔で自然ではないでしょうか。

ヒト胚を破壊しながら「人間の尊厳」について語るのは、欺瞞です。踏み越えてはならない一線があると 思います。私は、ヒト胚を使用する研究およびヒト胚の利用は、目的の如何にかかわらず、ヒト胚の作成も 含めて全面的に禁止すべきであると考えます。

整理番号227

第1 はじめに

医科学技術の進歩は、これまで我々に様々な恩恵をもたらしてきた。

しかし、胚、胎児、人や死者、人体の一部やそれらの情報などを対象とする医科学技術の急速な進展は、 人間の尊厳を侵す危険性をも有している。

それゆえ、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)は、これまで医療現場における医師と患者の関係、 生殖補助医療のあり方についての調査研究を続け、提言も行ってきたところであり、また昨年(2003年) 10月に開催された人権擁護大会においては、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究につい てのシンポジウムを開催し、それらのルール策定を求める決議も採択したところである。

ところで、今般、総合科学技術会議生命倫理専門調査会が、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書以下「中間報告」という)を発表した。

これは焦眉の課題と言われている人胚、殊に人クローン胚の「利用」の可否につき調査会が2年余りをかけて行った議論をまとめたものであるとされ、社会に対し問題提起を行ない、社会的議論を喚起しようとしたものである。

しかしながら、この中間報告自身が認めているとおり、この報告は議論の出発点にすぎず、この報告によって何らかの結論が得られたとは到底評価できない。報告内容をみても賛成意見・反対意見が単純に要約され、列挙されるにとどまっており、いかなる議論がどのようになされたのかが理解しにくい。そのような形式の上で「委員の大多数の見解は」などと整理したのでは今後の議論をミスリードする恐れなしとしない。

そこで日弁連は、昨年の人権擁護大会シンポジウムの成果及び採択された決議を踏まえ、中間報告に対する意見を述べるものである。

第2 総論として重視すべき視点

1 はじめに

中間報告は、突然「ヒト受精胚」「特定胚」「人クローン胚」などを論じ、その「倫理的位置づけ」「… 作成・利用に関する科学的必要性」の議論状況を単純化して整理し、「取扱い」「作成・利用」に関する 「倫理的考察と判断」を行っている。

しかし、このような形で報告をまとめることで市民の理解や社会的合意が得られるであろうか。また 適正な医科学研究を進めていくことができるだろうか。

日弁連は、いきなりヒト胚の問題に議論を矮小化させず、まず、今医科学研究の現場で何が問題となっているのかを検討すべきだと考える。また、医科学技術の発達が余りに急で「我々の倫理的判断基準が追いついていない」(中間報告1頁)と言うのであれば、その判断基準を社会が納得して共有するためには何が必要であるのか、という視点をまず論じる必要があると思料するものである(なお、中間報告は、人胚などの研究対象を破壊し操作する行為を「取扱い・利用」と表現しており、研究対象が物であることを先取りしているが、これも世論をミスリードする恐れがあるので、ここでは括弧付きで用いることにする)。

2 患者の権利、被験者保護法の制定が優先すること

中間報告では、「本報告書は、ヒト胚の倫理的地位とその作成・利用をともなう研究及び医療への応用の原則について述べたもので、医療制度のあり方そのものは対象とするものではない。」(中間報告6頁)と述べ、議論の範囲を狭く設定している。

しかし、かように「自制」すると、問題の焦点をずらすことになる。医科学技術の研究の可否・許容範囲は、当然日本の医療現場の状況を前提に定められるものである。生命倫理の分野での先進諸外国のように被験者保護法が制定されている訳でもなく、インフォームド・コンセントの保障が徹底されている訳でもなく、カルテ開示請求権の法制化が医師会の反対によって見送られ、また、今なお違法な実験的行為が司法によって次々と裁かれる我が国において(例えば、名古屋地裁判決で賠償の認められた愛知県がんセンターでの例、金沢地裁判決で賠償の認められた金沢大学附属病院での例、昨年報道された慈恵医科大学青戸病院の例など)、諸外国での人胚利用事実のみを根拠として、即時利用・研究が認められるものではない。

また、中間報告は、研究推進側の意見を紹介する際、現在医療現場で行われている研究自体については無批判的に前提とするかのようである。

しかし、昨年10月の前記シンポジウムに先立ち日弁連が行ったアンケート調査によれば、生殖補助 医療を実施する現場においてインフォームド・コンセント等が十分には保障されておらず、胚の管理に 関しても極めて不明瞭な状況にあることが明らかになっている。

したがって、実際の研究現場においていかなる手続がとられており、中間報告自身も想定する「濫用」 等の防止がどのように図られているのかについて全く考察することなく、ただ現状を追認するだけの姿 勢は極めて問題である。

いわば山の頂にある、人胚の「取扱い・利用」に問題を絞るのではなく、山の裾野にある、生きた生身の人間・患者を対象とした患者の権利、被験者の権利の保障状況とあるべき姿をまず検討し、その保障が十分になされるために何をなすべきかを議論し環境整備を行った上で、そのバリエーションとしての胚、胎児などの問題を論じるという思考過程が必要不可欠である。

3 社会的合意形成の必要性

医科学技術の急速な進展に伴い、我々がこれまで十分な議論を行ってこなかったが故に「我々の倫理 的判断基準が追いついていない」(中間報告1頁)という現状が存することは否定しない。

だからこそ、我々は、倫理的判断基準の熟成、社会的合意の形成のために努力しなければならないのであり、中間報告に記された「人々が遵守すべき規範の根拠としていかなる考え方を採ることに社会が合意するか」(中間報告 1 6 頁) が重要であるという指摘、「判断は、十分な議論を尽くした上で究極的には社会が下すべきものである」(中間報告 1 8 頁) との結論、「(人クローン胚の作成、利用についての) 国民的理解を得るための国民対話を行う」(中間報告 3 4 頁) との具体的手法の提案は評価されるべきである。

したがって、むすびの項目の最後に記された「この報告書は現時点では中間的なものであり、主要な相違点については複数の見解を記載している。今後、寄せられたご意見を謙虚に受け止めた上で、意見を集約し、最終的な報告書をまとめる予定である。」(中間報告42頁)との記述も上記文脈を踏まえて理解されるべきであり、決して、最終的な報告書が作成された時点で社会的合意が形成されたなどと評価されてはならない。

他方、同じむすびの項目に記された「生命倫理が人々の間で定着するまでの間、さしあたり『法』や

『ガイドライン』といったルールの形式で明示するしかない」との表現には大きな疑問がある。

医科学技術が新たな一歩を踏み出すことで生命倫理上の問題を生じさせ得るとき、社会的合意が形成されるまで社会は慎重な対応をとらざるを得ない。問題を十分に社会で議論した上で社会的合意を形成し、その形成された社会的合意を法などのルールとして定めるべきであって、社会的合意が形成されていないのに「さしあたり」医科学技術を行うルールを策定するなどというのは本末転倒である。

- 第3 人受精胚の「利用」ー倫理的位置づけ、いわゆる「余剰胚」の「利用」について
 - 1 はじめに

中間報告において具体的な課題として第1に問題とされているのは、人受精胚の倫理的位置づけと、 既に存在し廃棄される運命にある、いわゆる「余剰胚」の利用のあり方である。

- 2 「胚」の定義及び倫理的位置づけについて
- (1) 胚とは何か

中間報告では、「胚」の定義が多様であること、例えば、「ヒトでは受精後2~8日までの個体を示す」とされる場合もあることを指摘しながら(中間報告7頁)、クローン技術規制法の定義(同法では胚を「一の細胞又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のもの」と定義したので、受精後7日目頃までを胚と捉えているように理解される)と「本報告書が取り扱うべきヒト胚は、必ずしもこれと同じではない」と述べている。しかし、その理由が具体的・説得的に記載されているとは言えない。

(2) 倫理的位置づけ

人受精胚を「人の生命の萌芽」とするしかないというのが中間報告の立場のように理解される。しかし、「人」でもなく「物」でもないとしても、受精胚は「胎児」「人」と連続的な存在であり、人為的に体外で操作することが可能になったとしても、この「連続性」が否定されるものではない。研究者の作為によってこの連続性が切断されることを理由に、人受精胚を滅失させても人間の尊厳が直接侵されることはないと断言することには疑問が残る。

少なくとも人の生命の「萌芽」とするのか、人の「始原」とするのか、多少言葉を変えるだけでも 我々が抱き得るイメージに相当の変化があることに留意すべきである。

(3) 恣意的で濫用的な取扱いがなされた場合に限り、問題が生じるかのように枠組みを設定することの問題性

更に中間報告は、人受精胚の恣意的で濫用的な取扱いがなされた場合に初めて人の尊厳を侵すような事態に陥るかのように論じているが、この枠組みの設定の仕方自体が問題である。

いかに慎重に取り扱ったとしても、「胎児」「人」と連続性のある存在である人受精胚を破壊することに変わりはないのであって、(2)とも関連するが、問題の設定レベルが一段階異なっている(濫用さえなければ、人間の尊厳を侵さないかのように整理され、尊厳の侵害の基準が甘くなっている)と言わざるを得ない。

しかも、この、人の尊厳の確保と密接に関連する人受精胚の破壊が正当化される対立利益として、 人々の生命、健康の価値や幸福への希求を設定し、それもが「『人の尊厳』に由来する要請である」 と断言している(中間報告17頁)点は問題である。

幸福追求権は人権の中核をなすものであり、その重要性を否定するものではないが、中間報告では、 人間の尊厳が憲法、国際人権規約(同規約前文は「これらの権利が人間の固有の尊厳に由来する」と 明記している)上明確に位置付けられ、その確保が最も重要な要請であるという事実に対する理解が 薄いように思われる。たとえばドイツ基本法の場合、およそ侵害することの許されない人間の尊厳は、 制約が可能な各人権(幸福追求権を含む)とはレベルが異なり、それらの源として捉えられているの であり、中間報告のような捉え方がなされれば、何もかもが人間の尊厳に由来するものとして人間の 尊厳と対等に位置づけられることになってしまうのではなかろうか。

(4) いわゆる「余剰胚」の「利用」のあり方

中間報告では、既に実際に使用されている「余剰胚」の「利用」については既成事実として追認するかのようであり、その「利用」のあり方について議論するところがない。

しかし最初に述べたとおり、我が国では、「余剰胚」を生み出す生殖補助医療の現場において、インフォームド・コンセント等が十分には保障されておらず、胚の「利用」のされ方、それに伴って生じる可能性のある不利益についての説明が十分であるとは言い難い状況にあり、胚の管理がどのようになされているかも不透明である。

よって、これらの点につき改めて実態調査をなすことが不可欠であり、そのうえで再度議論すべきである。

この中間報告では、人受精胚を用いる以外に方法がない研究で、かつその研究が人々に多大の恩恵をもたらすことが期待され、その実現のためには人受精胚を用いる以外に方法がない場合には人受精胚を損なうことも人の尊厳の理念の堅持を損なうものではない、その判断は十分な議論を尽くした上で究極的には社会が下すべきものだと述べており(中間報告 18頁)、「余剰胚」の「利用」の妥当性が、その目的ごとに社会において議論しなければならないことを述べている。つまり、今後、個々具体的なケースにおいて判断をしなければならないということであって、中間報告においても具体的な結論が出ている訳ではないことに留意すべきである。

第4 人受精胚の「利用」ー研究目的での作成の可否ー

1 はじめに

「余剰胚」は生殖補助医療の実施の過程で不可避的に生じるものであり、廃棄が予定されているものである。

したがって、この「余剰胚」を「利用・処分する」ことにつき素朴な感情として抵抗感の薄い者もいるかもしれない。しかし、わざわざ研究目的で(最初から廃棄する予定で)受精させ、人受精胚を作成することの可否については別途議論が必要となるところである。中間報告でも議論のなされたことが紹介されている(中間報告19頁)。

2 雑駁な整理

しかし中間報告では、議論状況の詳細は記載されておらず、「検討に参加した委員の大多数の見解は、 ヒト受精胚の研究目的での作成も例外的に容認され得るとするもの」であったと極めて大雑把に整理するにとどまっている(中間報告19頁)。

これでは、そもそも検討に参加した委員が何人であったのか、「大多数」とは何人を意味するのか、 その後どのような議論がなされたのか、議論はかみ合ったのか等が全くわからず、今後社会において議 論するための材料を提供したとは言えない。

しかも作成肯定論者の意見も簡単に紹介されてはいるが、結局それは研究成果への期待から導かれる「必要性」と現状の「追認」を超えるものではない。

いくつか列挙されている肯定意見をみても、「現在の体外受精の技術がヒト受精胚の作成を伴う多く

の先人達の研究を経て確立されてきたものであり」という現状追認や、「やむを得ない場合においては…作成することは認められる」「難病に関する研究についても、ヒト受精胚の作成を伴わない方法によって代替できないもので、かつ、多くの人々に多大な恩恵をもたらすと考えられる場合」など、抽象的な必要性だけで例外を認めようとしていると言わざるを得ない。

これでは、およそ市民との対話の中で、市民が「なるほど」と納得するだけの説明がなされていると は言えない。

3 ES 細胞樹立のための受精胚作成の否定

しかも中間報告自体、最も注目されている「胚性幹細胞の作成のために新たに受精胚を作ることは認められない」(中間報告23頁)と結論づけているのであるから、市民は、いかなる場合に受精胚を研究目的で作成することが許されるのかについて、具体的なイメージを持ち得ないと思われる。

この中間報告が、今後社会的合意を形成していくための契機となるためにも、より詳細な議論状況の紹介がなされるべきであったと思われる。

- 第5 特定胚の作成・利用ー人クローン胚の作成の可否ー
 - 1 人クローン胚の倫理的位置づけについて

中間報告では、まず、人クローン胚の倫理的位置づけに関する考え方が整理・紹介されているが、その際「ヒト受精胚との比較において」「ヒト受精胚と同じ」であるか、「準ずる」か、「同じではなく」 人受精胚に劣位するものであるかという議論の立て方をしていることには問題がある。

確かに母胎に移植すれば人になり得るという点では、人受精胚と区別できるものではない。しかし更に人クローン胚の場合、いまだかつて生まれたことのない、また法律で禁止されているクローン人間の前段階である人クローン胚が再生医学等の研究対象として有効なのかどうか、むしろ取り返しのつかない危険性を内包しているのではないかという視点が重要なのである。

つまり、何の是非、何を議論するために倫理的位置づけを論じるかが常に意識されなければならない。

- 2 人クローン胚の作成の可否について
- (1) 中間報告(32頁)は、「人クローン胚とヒト受精胚との間に取扱いに具体的な差異をもたらすまでの倫理的な差異が認められないとする以上、その作成・利用について倫理上の検討を行うに当たっても、ヒト受精胚のそれとほぼ同じ原理に従って考えられなくてはならない。」と述べる。

しかし先に述べたように、人クローン胚の作成・利用については、人受精胚を作成・利用する場合 以上に慎重に考慮されねばならない。

(2) ところが、中間報告における「人クローン胚を利用して研究を行う必要性があるのかどうか」についての議論の整理の仕方には大きな問題がある(或いは議論の仕方自体に無理があった)と言わざるを得ない(中間報告33頁)。

まず、「利用」に対する考え方について「モラトリアム論」と「容認論」という2つに分けることで足りるのか、その整理の仕方が正確なのかが疑問である。第1の見解は「現時点で行うことに」反対するという意見のように整理されているが、各委員は、皆わざわざ「現時点で行うこと」には反対すると述べたのであろうか。どうして消極論と積極論の対立にならなかったのであろうか。この辺りの議論状況については、より詳細に記載されるべきであったと思われる。

(3) また、容認論の理由づけは、結局「再生医療においてはその恩恵は計り知れないものであるので、 その作成・利用が認められるべきとする」ものであり(中間報告33頁)、再生医療への期待に尽きて いるように理解される。 しかし、このような容認論は、「胚性幹細胞作成のために新たに受精胚を作ることは認められない。」 との結論(中間報告23頁)との間に矛盾を生じさせるのではなかろうか。

第6 公的審査機関

中間報告においても、社会的信頼を得るために「公的審査機関の設置等の関係する制度の整備」が必要であると論じており(中間報告35頁)、その提言は評価されるべきである。

しかし、当該機関の内容についてはいまだ不明確であり、社会的合意の形成に寄与する機関として何が 必要なのかについて今後は十分議論すべきである。この点、日弁連人権擁護大会において採択された決議 は公的管理機関についても提言しており、参考資料として末尾に添付する。

第7 最後に

これまで我が国で敬遠されてきた問題に対し議論を続け、中間報告という形で問題提起をされたことについては評価されよう。

しかし、調査会での審議経過や議論の中味、アンケート調査の結果等がすべてにわたり明らかにされていないのは透明性の見地からも改められるべきである。更に、中間報告書における整理の仕方が簡潔に過ぎるため、調査会での議論状況が理解しにくく、「委員の大多数は」という形で要約しているがため、結論をミスリードする危険が高い。少なくとも、この中間報告によって何らかの結論が決まってしまうという事態に至ってはならない。

特に、同調査会に参加した委員の多くが個人意見として、今回の中間報告書の内容及び報告書に纏め上げた経緯について多くの疑問を呈していることには留意すべきである。

例えば位田隆一委員は、「中間報告であっても、内容上および手続き上の問題を残している。」「国が以前の公式の立場を変更するには十分な議論とそれに基づく理由の開示が必要である。この点は私を含めて複数の委員からの数度に亘る指摘にもかかわらず、十分な議論はなされなかったし、また変更の合理的な理由は示されなかった。」「本報告書には・・・細部の文言や表現についても、論旨が一貫していないところなどが点在し、規範としての生命倫理の策定の役割を果たすべき専門調査会の報告書としては妥当ではない。」「無記名方式のアンケート調査が行われ、各委員の責任を明確にしないままに意見の集約が行われたことは、不適切であった。」「今回の報告書は『中間 報告書』であって、パブリックコメントを実施して後に、さらに十分な時間をかけて、審議を継続することを強く要望する。」と厳しい批判を行っているところである。

また、勝木元也委員は、「生命倫理専門調査会は総合科学技術会議に属しており、同会議では再生医療の研究推進も行っている。このように同一の行政府内で、推進とは独立に判断されるべき生命倫理の枠組みや法制化が議論されるのは、制約や無理がある。」と述べているし、更に島薗進委員は、「受精卵についてはかつての審議で許容できないとされていたものを、十分な理由も根拠づけもなしに許容できるかのような内容になっている。この方向性を導くためになされたアンケートは無記名で、極端な選択肢を並べる形になっており、しかもほとんど審議に関わってこなかった委員数名も回答者に含まれている。報告書のこの部分の記述も、十分な審議をせずに現文書作成の最終段階で急にすべり込み的に書き込まれた内容が多い。」と指摘しているところである。

日弁連は、今日まで当該問題について関心を持ち調査研究を続けてきたが、先端医科学技術の進め方次第では重大な人権侵害が生じ得るものと考え、昨年の人権擁護大会において、

- ① 患者の権利、被験者の権利を保障する法律を制定すること
- ② 人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究が適正になされるよう、市民参加型の独立した